
監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

みだしのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度、平成 27 年度、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。



那 企 企 第 253 号
平 成 30 年 2 月 9 日

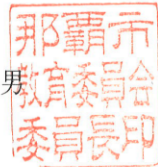
那 覇 市 監 査 委 員

新 城 和 範 様
宮 里 善 博 様
古 堅 茂 治 様
糸 数 昌 洋 様

那 覇 市 長 城 間 幹 子



那 覇 市 教 育 委 員 会 委 員 長 本 仲 範 男



那 覇 市 議 会 議 長 翁 長 俊 英



包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て (通 知)

みだしのことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度及び平成 27 年度、平成 26 年度、平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況を通知します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成28年度テーマ】

外部委託契約の事務の執行について

合計 (件数)		措置状況				
指摘の件数	135	改善の必要性	処理区分	件数		
24		要		処理済み	15	
				取組中(A)	9	
				未措置	0	
意見の件数		不要		—	0	
				改善の必要性	処理区分	件数
				要	整理済み	95
取組中(A)		8				
未措置		0				
111		不要	—	8		

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されません。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、「不要」とされた場合は「一」が記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
5	財政課	19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 支出負担行為書の決裁日より前に契約締結していたケースが散見された。 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をい、具体的には、物品購入契約、工事請負契約、業務委託契約などがある。これについて、那覇市では次のように定めている。 「契約(支出負担行為)をしようとするときは、支出負担行為書により予算の範囲内において行わなければならない」(「那覇市予算決算規則」第22条) すなわち、支出負担行為書の決裁は契約締結前に行う必要がある。契約後に支出負担行為書の決裁を要する場合は、規則に照らし適切ではない。所管部署の担当者により、契約書を貼付した「支出負担行為書」について決裁を要しているとのことであった。 支出負担行為書の決裁後に契約を締結すべきであり、支出負担行為書に添付する書類は契約書(案)とすべきである。	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
6	上下水道局 企画経営課	12 19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」第39条では、「契約支出負担行為を締結」とし、支出負担行為書を作成しなければならない」と規定されているが、「よ」とするときは「よ」とすべきである。	要	要	支出負担行為の決裁時期を見直すにあたり、事務処理の流れを要する必要があるため、平成29年度中に関係課との調整を図り、平成30年度には「那覇市上下水道局会計規程」を改正する予定であります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中	
22	公園管理課	14 50	指摘事項	【No.4 平成27年度那覇市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○事務処理の適切な執行 那覇市契約規則第23条では、随意契約によることとするときは、見積書を添付しなければならないとあるが、那覇市で入札した見積書の表題は「入札書」となっていた。適切にチェックし、見積書の表題の不備に気付いたはずであり、今後の事務処理を適切に執行すべきである。なお、28年度の見積書の表題は「見積書」となっていた。	要	要	要	平成28年度からは見積書の表題は「見積書」としてあります。今後とも適切な事務処理に努めてまいります。	—	—	処理済み
25	商工農水課	14 52	指摘事項	【No.5 那覇市プレミアム付き商品券事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 委託先の選定は、競争入札が、又は(随意契約による)としても見積りの合戦がプロポーザル方式によるべきである。委託金の金額についても、複数の業者から見積書を徴取するなど、金額の妥当性を慎重に検討したうえで、委託契約を締結すべきである。	要	要	要	—	—	—	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
26	商工農水課	14 52	指摘事項	【No.5 那覇市プレミアム付き商品券業務委託】 ○予定価格調書の作成 委託先と随意契約を締結するに先立ち、予定価格調書が作成・具備されていない。	要	—	—	本事業においては、1着見積りによる随意契約であったことから、予定価格調書の作成を怠る結果となりました。指摘を踏まえ、那覇市契約指則第110条(一般競争入札)及び第22条(随意契約)の規定に従い、予定価格調書の作成を行っております。	処理済み
30	道路建設課	14 59	指摘事項	【No.7 平成26年度沖縄都市モビリティインフラ整備事業】 【No.8 平成27年度沖縄都市モビリティインフラ整備事業】 ○工期変更のおそれがある長期間にわたる大規模かつ重要な工事契約の継続について(債務負担行為)とすべきである。	要	—	—	平成26・27年度においては、当初年度内執行を目的として事業を行っていましたが、結果的に繰り越しとなっております。今後は、執行計画において、年度を越して事業が行われる可能性がある場合は、債務負担行為にて実施を検討いたします。平成28・29年度においては、債務負担行為により契約を行っております。	処理済み
33	人事課	14 69	指摘事項	【No.10 給与関係事務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 地方自治法施行令167条の2第1項2号を根拠として、随意契約(プロポーザル方式)の方法が採られているが、プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在していない。	要	—	—	今回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札とした理由は、推進委員会において、入札参加資格を「プライバイマーマーグ認証を受けている業者」であり、「沖縄本島内に本店を有する者である」としたことのため、入札参加資格を満たす事業者が少数となり、地方自治法施行令167条第2号を適用したことによるものです。	処理済み
34	人事課	14 69	指摘事項	【No.10 給与関係事務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 プロポーザルの評価に際しての配点基準及び配点方法について、議事録等により文書化されておらず、事後に法的検証が不可能である。	要	—	—	次回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札に付する理由等々については、推進委員会議事録が作成され、経過が記録されておりあります。	処理済み
38	平和交流・男女参画課	15 72	指摘事項	【No.11 那覇重機種業者等台形形成活動 活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○委託先の決定方法 ○委託先の選定に際しては、指名競争入札の方法が採られているが、決裁書類においては、指名競争入札の理由として、地方自治法施行令167条3号が挙げられているだけである。 指名競争入札の方法によることの根拠が不十分である。	要	—	—	今後の入札手続きにおいて、指名競争入札の理由や選定方法を示してまいります。 実施日：平成29年6月1日(木) 指名競争入札実施 実施内容：指名競争入札の理由、選定方法(基準)を定め、指名事業者(10社)を選定しました。	処理済み
49	情報政策課	15 84	指摘事項	【No.16 基幹業務システム最適化業務(福祉/こども、生活保護区分)運用維持保守業務委託】 ○予定価格調書の妥当性 「福祉/子ども、生活保護」の各区分の中でも、運用維持保守等契約と、サービス利用計画は法的・制約の契約である。契約内容や料金の定め方も異なる上、現に、契約も個別に作成されている。上記2契約分の合計金額にしろ、予定価格調書は、これでは、現実の契約額についてのみ作成されている。これでは、現実の契約額と予定価格との対比が直ちにできない。 予定価格調書は、契約ごとに委託料の妥当性を検証できるようにするため、契約毎に作成すべきである。	要	—	—	本件における運用維持保守業務はシステムのサービス利用と一体的に実施されるものであるため、1調達案件として1つの予定価格を設定しました。 次期業務システム調書に際しては、予定価格調書は契約ごとに作成します。	処理済み
57	ハイサイ市民課	15 92	指摘事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課任意システム等入出力業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 ○業者による長期の受託が継続しており、直ちに委託方法を見直すべきである。競争入札の方法の可否、委託事業の分割等を検討すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託方法等を検討します。なお、委託業務は在民基本台帳への入出力であるため、分割することは出来ません。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
58	ハイサイ市民課	15 92	指摘事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課在籍システム等出入力業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、入札を事案として相見積価格を確認するのほかに、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託金額等について市内他市の状況を調査し、委託契約を行います。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
61	文化財課	15 96	指摘事項	【No.21.22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約変更に関する委託料の計画ミス 具の特記仕様書においては、「本業務受注者として、契約する場合は変更協議又は関連する業務の子定価の算定に当たっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を、変更業務価格または関連業務の設計額に親した額で行うものとする」とされている。しかし、平成28年度の当初の随時契約において、所定の請負比率を適用せずに委託料を算出して契約するに至っている(事後的に修正されている)。初歩的なミスであることから、複数人によるチェック体制をとるなどとして、再発防止を図るべきである。	要	—	—	契約変更に関しては、変更設計書・変更計算書の起草・決裁時、各項目において再計算を行う他、複数人でのチェックを行うっております。また、チェックシートの作成も実行しています。	処理済み
68	観光課	16 105	指摘事項	【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 1. 者による取得機軸化が顕著であり、直ちに委託方法を見直す必要があり、随意契約によることも、プロポーザル方式を導入すべきである。	要	—	—	目の実施している事業との重複がないか確認し、本市事業との棲み分けを把握する中で、任侠書の見直しを行い、今年度中にプロポーザルを実施します。	処理済み
72	環境保全課	16 110	指摘事項	【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名業者選定に際し、特定の業者を指名業者から外している、外した理由については「選定条件を満たしているが、平成23年に業務を落札したが契約まで至らなかった経歴があり、指名業者と選定しない」と記載されていた。 地方自治法施行令第167条の4第2項第5号では、正当な理由がなく契約を履行しなかったときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる旨が定められている。 しかし、契約不履行から3年以上経過しており、いつまでも指名業者から外すことは当該施行令に抵触するのではないかの質問に対し、「3年以上経過し、指名業者から外していた点については法令に抵触し、不適切であったので、今後はこのようなことが無いように努めたい」との回答であった。 今後は、法令等に抵触することのないよう、法令遵守すべきである。	要	—	—	平成29年度は、制限付一般競争入札に入札方法を変更したことで、改善することができました。今後は、法令順守に努めていきます。	処理済み
74	廃棄物対策課	12 113	指摘事項	【No.28 エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 27年4月1日～30年3月31日の履行期間の事業の審査及び契約締結を27年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月27日、支出負担行為が4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	チャージャーがんじゅ課	16 119	指摘事項	<p>【No.30 柳町ふれあいサービス業務委託】 ○「起業用紙」に記載の「予算額」訂正について 「起業用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後の金額を記載しているが、理由や訂正日が不明であるため、訂正した担当者以外の者によって訂正した内容、理由、その時点について適切な確認がなされないこと業務が適切に行われていないおそれがある。</p> <p>指摘事項に対する担当部署からの回答は、「手書き訂正された金額65,475,000円は議会で議決された予算のうち、当該事業に係る予算額であり、印字された予算額64,368,000円は起業前に予定価格作成資料として事業者から納入した見積りに記載の見積額である。起業作成の際に誤って見積額を記入したため、手書きで訂正した」とのことである。なお、担当部署としての改革策とは「訂正箇所」に訂正した日付を記載する。決裁後の訂正については起業用紙余白を利用し簡易決済を受けられる。とされているが、「起業用紙」については、そもそも契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成することが大前提であり、書き損じた場合においても担当部署からの回答にある手続きを実施するなどして、業務執行に支障のない対応を図るべきである。</p>	要	—	—	グループ長会議及びグループ内会議で起業用紙は契約内容を適切に反映することが基本であることを確認しました。契約内容を適切に反映するため、決裁前に担当各目で起業用紙を再度確認するようになっています。 もともと間違いがあつた場合には、決裁前であれば再度起業を作成し直し、決裁後の場合は余白を利用して「訂正日、訂正内容、訂正理由」などを明記し簡易決済を受けられることを確認し、周知しました。	処理済み
89	地域保健課	140	指摘事項	<p>【No.37 妊婦健康診査】 ○「起業用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切に取扱うべきである 「起業用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後金額を記載し訂正印を押し印している。訂正理由は、「丹那県医師会、他国立病院医療機関との契約の起業であったが、委託料の予算総額となつていたので、国民健康保険団体連合会への事務手数料を除いた額へ訂正した」とのことであり、那覇市会計規則第7条並びに第11条に基づいて、朱書き重層引付、証印して正書したとのことであるが、理由や訂正日が不明である。</p> <p>当該指摘に対して、担当部署の回答は「訂正箇所が出ないよう職員へ注意喚起するとともに、訂正が必要になつた場合は、可能な限り、起業文書を作り直すこととしたい」としていることあり、そもそも契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成することが大前提であり、決裁前の場合は再度作成し、決裁後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けなければならない。</p>	要	—	—	事業担当及び主査 主幹を含むグループ員へ、契約内容を適切に反映した「起業用紙」を作成する事が基本であることと、決済前の場合は再度作成し、決済後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けなければならないことを、注意喚起いたしました。また、グループ長会議及びグループ内会議で課内にも周知を行いました。	処理済み
99	地籍調査課	16 152	指摘事項	<p>【No.43 那覇市首里金剛4丁目・兼多4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工務)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 契約方式、委託内容、実施期間等は事前に所管部署で協議し、那覇市事務決裁規定に従い決裁を受けることになっているが(執行前)決裁文書が作成されていない。ルールに従い決裁文書を作成すべきである。</p>	要	—	—	契約方式・委託内容・実施期間等について事前に決裁を行うことを課内で周知し、平成29年度から実施しています。チェックシートを作成し、運用しています。	処理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
117	学校給食課	13 175	指摘事項	【No.54 銘苅学校給食センター調理業務委託】 ○「請求書」の日付について、適切な取扱いを行って 受託者から提出されている「請求書」について、日付 が手書きで記入されている。「支出命令書」の起票日と 全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入され た文字と「支出命令書」に記載された担当者名・TEL 欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者か らは日付を空欄にした「請求書」の提出を要し、市担当 者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。この点 担当部署からの回答は、「支払する際は調理業務完了 を確認後に手際しており、請求書を受け取った後に 調理業務完了届が届くため、受託者と調整の上、日 付を空欄してもらい、職員により調理業務完了届を確 認した日付を記入しています」とのことであった。	要	—	—	平成29年度から、業務完了を確認する「調理業務完了届」を 受領後に、受託業者より請求日が記入された請求書を受領し ています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁 内の動向を見ながら対応していきます。	処理済 み
123	生涯学習課	12 186	指摘事項	【No.59 那覇市紫多川図書館業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 26年4月1日～29年3月31日の履行期間の事業の審査 を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算 の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為として あり特段指摘事項はない。 契約日26年3月31日、支出負担行為書26年4月1日と なっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施す べきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改 正を受けて、改善してまいりますと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
130	上下水道局 料金サービ ス課	12 196	指摘事項	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○支出負担行為書の整理時期 26年4月1日～29年5月31日の履行期間の事業の審査 を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算 の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為として あり特段指摘事項はない。 契約日3月7日、支出負担行為書4月1日となってい る。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきであ る。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水 道局会計規程」を改正する予定であり、その中で支 出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
134	上下水道局 下水道課	199	指摘事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の1)】 ○支出負担行為書の整理時期 27年4月1日～28年3月31日の履行期間の事業の審査 を27年2月、契約締結を3月に実施しており、一連の予 算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為とし てあり特段指摘事項はない。 契約日3月13日、支出負担行為書4月1日となってい る。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水 道局会計規程」を改正する予定であり、その中で支 出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
135	上下水道局 総務課	17 199	指摘事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(そ の1)】 ○ホームページのアップデート ホームページに掲載されている水道事業に関する各 種データについて、更新されていないのが散見され た。定期的にデータを更新すべきである。	要	指摘に基づきホームページを確認したところ、平成26年度の ホームページリニューアル以後の更新作業において人的ミス により、更新データの登録メンテナンスの誤りがあり、本来表示さ れる画面に更新データが掲載されていない状況が確認されま した。 再発防止及び改善計画として、ホームページリニューアル受 託業者を招き、ホームページ設計内容を確認し、正しい更新 作業をマニュアル化します。	平成29年度 平成30年度	平成29年7月12日 ホームページ保守受託業者を交えて、現状、原因及び改善策 3案の確認済みです。 平成29年7月 未更新データの削除及び最新データ掲載箇所への誘導表示 済みです。 年度内に更新作業マニュアル策定予定です。	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
----	------	-----	------	-------------	--------	----------------	------	-----------	------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

1	法制契約課	18	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○委託契約の概要把握について【総論(1)】 那覇市の財務会計システムからは、委託契約別の一覧表が出力できない。 平成18年に財務大臣が提出した「公共調達の適正化について」では、「契約に関する統計」を作成するよう求められている。 委託に関する事務の適正化を図るために契約に関する以下のような統計を作成することは有用と考えられるが、那覇市の財務会計システムからは出力できず、今後システムの見直しを検討されたい。 ・外部委託契約の内訳・随時契約の内訳・契約別の一覧表</p>	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	実施日及び実施内容 (検討後、その内容が記述されます。)	取組中	
2	法制契約課	18	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○規則等の整備【総論(2)】 随時契約に関するガイドラインやプロポーザル契約に関するガイドラインを整備・運用されたい。 業務委託契約事務に関する個別の相談についても、早急に実施されたい。</p>	要	—	—	随時契約の在り方については、財務事務研修等において周知しているところである。今後は、「随時契約事務手続きの適正化検討部会」でガイドライン等の作成を含め協議を行うてまいり。	整理済み	
3	法制契約課	19	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 一般競争入札を行う際の公告について、地方自治法167条の6では、公告の必要事項を定めているが、公告方法については何ら定めていない。そのため自治体の契約規則等で公告の方法を定めることとなるが、那覇市契約規則等において、公告の方法を定めた規定はない。 規則等で公告の方法を規定し、適切に運用されたい。</p>	要	—	—	公告の方法については、那覇市公告式規則に定めているところを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み	
4	法制契約課	19	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 競争入札、随時契約の結果についても透明性、公平性の観点から広く公衆の縦覧に供する必要があるが、公表ルールを定めた規定等はなく、所管課によって対応が異なっている。 入札結果等についての公表ルールを定め、適切に運用されたい。</p>	要	—	—	工事及び工費にかかる委託の入札結果等の公表については、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領において、詳細に規定しております。全庁的にも、同要領に準じ個別契約ごとに適切な公表方法を選択できるように、周知してまいります。	整理済み	
7	財政課	20	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○年度開始前の入札の執行について【総論(5)】 年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の趣旨が定まっておらず、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたい。</p>	要	—	—	—	年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の趣旨が定まっておらず、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
8	法制契約課	21	意見	指請事項又は意見の内容 ○随意契約の採用について【総論(6)】 随意契約の方式が採用されている業務委託において、随意契約理由が不十分であり、業務内容に照らしても、条件設定次第では制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるケースが数見された。具体的には、随意契約の根拠条文を地方自治法施行令167条の2第1項2号としたり、専門的で難易度の高い業務であることや、豊富な業務経験と高い専門知識を有する事業者を選定する必要があること等を随意契約理由としているケースが存在するが、そのような場合でも、当該業務に関する資格や経験年数、スタッフ数等の設定条件を工夫することにより、制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるものがあつた。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、随意契約は例外的な場合にのみ認められるものであることを、7月11日開催の平成29年度財務会計研修1」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
9	法制契約課	22	意見	○指名競争入札から制限付一般競争入札への移行【総論(7)】 指名競争入札とした理由に「○○の資格を有する者に依頼する必要があるため」とするものが数見された。資格要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているかを事前に十分検討されたい。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、指名競争入札を行う場合の要件を満たしているかを十分に検討する必要があることを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
10	法制契約課	24	意見	○予定価格の事前公表【総論(8)】 競争入札にあたり、予定価格を事前公表しているケースが数見された。 那覇市では予定価格を事前に知らずとする不正な行為を未然に防止する観点から、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、建設工事等の入札においては予定価格を事前公表するものと定めている。建設工事等の請負契約ではないが、当該取扱要領を準用して予定価格を事前公表したものである。必ずしも落札率が高止まりしているとは言えないようであるが、個別検証した業務委託建設工事等については、落札率が高止まりしていることから、取扱要領を安易に準用することについては見直しを検討されたい。	要	—	—	予定価格の事前公表については、弊害が発生すると判断した場合、個別の案件ごとに契約の内容、目的等に照し、慎重に判断するよう7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて、解説いたしました。今後とも財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
11	法制契約課	24	意見	○プロポーザル方式の評価基準【総論(9)】 プロポーザル方式で業者選定する際の配点方法として、「位をつけた委員が多い団体を選定する」と審査要領に規定しているケースが数見された。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きめな事業者が選定される可能性がある。評価基準の在り方を検討されたい。	要	左記の選定方法は「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものであります。プロポーザル方式による選定を行う場合は、事業や選定委員会等の内容を鑑みて、評価基準を適宜設けていると理解しています。今後、評価基準等の在り方について検討していきたいと考えております。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
12	法制契約課	25	意見	○参考見積書の通知及び徴収先について【総論(10)】 予定価格を定めるに際しての参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴収するなど、実質的な競争原理を機能させる。予定価格の合理性を担保する方策を検討すべきである。	要	—	—	那覇市契約規則(1971年7月21日規則第18号)第10条で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と定められております。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
13	市民生活安全課	26	意見	<p>○個人情報保護について【総論(11)】 監査対象とした外部委託契約に係る業務の中には、大抵の市民の個人情報を取り扱っているものが多数存在する。しかし、かかるような個人情報保護のための方策は、①委託先との委託契約書上の定型文言、②個人情報の取扱を定める特約書に限られているケースが大半である。</p> <p>無論、契約書類上かのような規定がなされているのみでは、委託先において現実に個人情報保護の方策がとられていることは確認できないものであり、不十分である。昨今、大手企業や公的機関からの個人情報漏洩事件が世間の耳目を集めており、市民の間にも懸念も大きいと思われることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、上記の方策以外にも、(1)委託業務終了後、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の要約書を委託先から徴取する、(2)市の職員が定期的に委託先を訪問して業務状況をチェックし、书面化して報告するなどの方策が有用と考える。</p>	要	—	—	委託契約に係る個人情報保護に関しての必要な措置は、個人情報保護条例第9条及び同条例17条に規定されています。規定内容は、委託契約に付する条件として、個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務、個人情報法の返還義務が含まれています。具体的な立入検査(破壊)方法等については、各契約課の主体的な方策に委ねられておられることですが、今後、全庁横断的に、委託先において、委託業者への個人情報の取扱いが十分であるかどうかを確認するよう通知し、注意喚起していきます。なお、平成29年7月19日付付、全庁横断的に通知し、注意喚起を行いました。	整理済み
14	出納室	27	意見	<p>○請求書の取扱い【総論(12)】 請求者が作成する「請求書」について、一部の部署の特定の外部委託業務については、「日付」も印字しているにもかかわらず、契約内容、金額などは印字しているにもかかわらず、「日付」のみが手書きである請求書が多数散見された。</p> <p>日付が手書きされている請求書が散見されていることから推察される。那覇市における業務の取扱いの実際、並びにその背景については、実務上必要とされるケースも理解できる面もあり、したがって「活字とする」という画一的な取扱いにすべきとは言えないが、合理的でない面があることにも十分留意した上で、今後、委託者にとって、実務上、不都合が生じないように配慮しながら、適切な対応をすべきである。</p>	要	—	—	請求書を含め出納事務について、今後も適正な事務処理を指導していきます。	整理済み
15	出納室	13 27	意見	<p>○請求書の取扱い【総論(12)】 事業者から提出される「請求書」などについても「那覇市文書取扱規程」第12条第2項に定める取扱い(電子メールなどの取扱い)をすることによって、業務の効率化を図ることができるとは思いますが、十分検討されたか。</p>	要	—	—	「那覇市文書取扱規程」第12条第2項を適用し、電子メールやファクシミリによる請求書を文書として取扱った場合、改ざん等も懸念されますので、信憑性の観点から、当面は現状どおりとします。	整理済み
16	企画調整課	13 31	意見	<p>○事業の目的達成に向けた更なる取組【総論(13)】 それぞれの外部委託業務について、委託者が実行した点(1)〜(4)の検証(5)が十分でなく、改善(6)が十分に成されていないこと、次年度の計画(7)に基づき予算手続と成っているケースが散見された。</p> <p>担当部署の責任者、担当者は法令等の趣旨はもろくであるが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十分に理解するだけでなく、事業の関係者との適時適切な情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に協議できる時間を確保するための必要な人員を確保し、「課題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルを十分に身につけることが望ましい。</p>	要	—	—	毎年各課の状況を確認しながら職員のリ配置を行い、事業を実施する上で必要な人員を各課に配置してまいります。今回の意見も各課の状況を確認する際の参考にしなから、毎年の組織再編に取組んでまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
17	人事課	13 31	意見	<p>【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○事業の目的達成に向けた更なる取組【総論(13)】 それぞれの外部委託業務について、委託者が実行したことについて委託者としての検証(○)が十分ではなく、改善(△)が十分に示されていない。また、改善(△)が十分に示されているケースが散見された。担当部署の責任者、担当者は法令等の趣旨は明らかにしているが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十分に理解するだけでなく、事業の開始までの適時適切な情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に議論できる時間を確保するための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルを十分に身につけることが望ましい。</p>	要	—	—	<p>法務能力や課題解決力、会議運営能力等は、職員に必須な能力と認識しており、人事課主催研修や派遣研修等を実施し、能力向上を図っていることである。 今回の意見の内容を職員研修審議会に報告し、委員の意見をいただくとともに、研修受講生からの要望も伺いながら、研修実施計画を立てることで、事業の目的達成が図られる職員の育成を進めてまいります。</p>	整理済み
18	クリーン推進課	14 44	意見	<p>【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○外部委託することの妥当性 那覇市では、従来直営による収集業務を行ってきたが業務量の増加、那覇市経営改革推進計画に基づくアウトソーシングの推進等により、収集業務の委託化を進めている。現時点ではエリアの約80%が委託、残り20%が直営で収集している。 当初計画では将来的には全エリアを委託化する方針であった。しかし近年地震や洪水などの大規模災害が発生しており、災害時にごみ収集が滞ると市民生活に支障が出ることを懸念される。 那覇市でも今後大規模災害が発生する可能性はあることから、他の自治体の災害時の対応や問題点について情報収集を行い、早急に対応方針を検討されたい。</p>	要	<p>理業務に関する委託方針は「今後の理業務のあり方についての基本方針」において定められ、一般家庭ごみ収集業務等については継続協議とされており、災害時・緊急時対応等に関する中核市調査、及び業務整理等を行い平成29年度中に環境部クリーン推進課(案)を機関会議へ提起する予定です。</p>	平成30年度	<p>環境部クリーン推進課(案)を7月に基本システム改革前会に提起し8月に経営改革本部会議へ報告を行いました。今後は大規模災害発生時における対応を含んだ検討やアシスト収集等他事業の諸整理を行い、平成30年度に機関会議へ提起する予定です。</p>	取組中
19	クリーン推進課	14 44	意見	<p>【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 那覇市では昭和47年からごみ収集業務の外部委託を開始している。当初は許可業者が集まって組合やグループを結成し、当該組合等と契約していた。その後、那覇市主導で組合等の法人化を進め、エリアごとに業者随需契約により委託している。 業者選定にあたっては、競争性・公平性・経済性等の観点から競争入札が原則的な契約方法だが、ごみ収集業者選定にあたっては、必ずしも競争入札によること、競争入札による生ごみの散らかり防止のため競争期間で競争的な収集が求められていることから競争性よりも、業務の継続的・安定的遂行が図られている。 なお、一般ごみ収集について28年5月に他の中核市が行ったアンケート結果によると、他の自治体の多くも、那覇市同様自衛隊随需契約のみとしたいとしており、業者選定方法については、必ずしも競争入札によること、競争入札による生ごみの散らかり防止のため競争期間で競争的な収集が求められていることから競争性よりも、業務の継続的・安定的遂行が図られている。 また、不適合業者の排除の観点から競争入札を併用している自治体もあり、制限付一般競争入札又は指名競争入札の導入も検討されたい。</p>	要	—	—	<p>一般家庭ごみ収集業務委託は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等にて、委託者には業務の継続性・安定的遂行のため必要な人員確保、車両等の必要な機器整備、及び健全運営等が求められております。 本市においては、市域を4地区に分割し、1地区を直営対応、3地区についてごみ収集業務を委託しておりますが、委託業者には法令及び本市の求める基準を満たすとともに、十分な経験のもと継続的・安定的業務遂行にあたっており不適格業者にはあたらぬものと捉えております。 現時点において業者選定方法の見直し等は考えておりませんが、今後、新規に業務委託を検討する際には、ご指摘の方法等を含めて総合的に検討していきたいと考えております。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	グリーン推進課	14 44	意見	<p>【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○契約金額の妥当性 那覇グリーン、那覇東グリーンは売上高のほぼ100%、中央環境は売上高の約50%が那覇市からの委託料となっており、いずれの会社も当期利益は赤字であり、過去の利益の累積額を示す利益剰余金もプラスとなっており、また流動資産を流動負債で除いた算出される流動比率は、企業の安全性を測る指標の一つで、日本の上場企業平均である上全業種平均の120%程度となっているが、委託先は必ずしも上回っている。各社の企業努力もあって考えられるが、いずれの会社にも多額の利益剰余金が残っていることから果たして委託額は適正だったのか、今年一度積算額の妥当性について検討されたい。</p>	要	—	—	<p>一般家庭ごみ収集業務の業務委託料は、見積書、公共工事の発注単価、その他関連する資料等を参考に、業務遂行に必要となる額を精算し、財務当局との調整を経て適正に決定しており、委託料見直しを行った平成25年度以降は同程度に推移しており、これからは、労務単価等の人件費上昇等も勘案して積算を行い、適切な委託料設定に努めていきます。なお、利益剰余金については、委託業者が車同等の機器類整備や事務所整備、従業員退職金や福利厚生向上等に活用するために企業努力によって積み立ててきたものであり、それらによって業務委託料が増減するものとは捉えておりません。</p>	整理済み
21	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○業務委託方法の妥当性 現業務から委託業務への切り替え初年度及び翌年度は、複数社の業者から見積書を入力し、最安値を提示した那覇市シルバー人材センターと契約を締結している。見積書の金額はシルバー人材センターが圧倒的に低かったため、3年目以降は1者随入している様である。また、高齢者等の福祉の増進に資することを目的として設置されているシルバー人材センターの積極的活用の観点から同センターに業務を委託している。ただし、今後も長期間にわたるシルバーセンターと1者随入することの是非について検討されたい。</p>	要	—	—	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随入契約については、シルバー人材センターや障害者支援施設などの特定の施設が該当することから、那覇市随入契約の公表に際する要領に基づき広報揭示板及び那覇市公式ホームページにおいて公表しております。その結果、見直しも提出は、公益社団法人、那覇市シルバー人材センターより提出は、公表施設と随入契約を締結しております。今後は、金額の妥当性を確認するため、他の業者による見積もり面格を把握しつつ、適正な委託料水準の維持に努めます。</p>	整理済み
23	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○清掃ルートの見直し 公園清掃業務に関しては公園の草刈りか不十分という住民の声が多いようである。業務委託設計書、仕積書等によれば、1日1回はすべての公園について見回り清掃を、草刈りについては4～10月は1日1回、11月～3月は2月に1回行うことになっている。限られた予算の中で安心・快適な公園を提供するためには、例えばは病棟の小さい公園や汚れの少ない公園は2日又は3日に一度とし、余力人員を草刈り業務に配置するなど対応を検討されたい。</p>	要	—	—	<p>草刈り等については、各公園を定期的に巡回し作業を行っております。草刈のルート選定や優先順位につきましては、イベントや柳町のまつり等、公園の利用集客や住民の声などを踏まえ、清掃委託業者と連絡を密に行い、草刈の優先順位をその都度見直し、改善を行っております。</p>	整理済み
24	公園管理課	14 50	意見	<p>【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○不法投棄・落書き対策 一部の公園は不法投棄や落書きが絶えないようである。市では看板の設置、見回り強化により対応しているようであるがこれらの行為は減少していない、予算との関係もあるが、不法投棄・落書きが多い公園への監視カメラの設置、近隣住民への啓蒙活動などの対策を検討されたい。</p>	要	—	—	<p>不法投棄及び落書きについては、確認された場合には、不法投棄の回収や落書き落としを行っております。看板設置を行い、啓蒙に努めております。監視カメラの設置については、全庁的方針が決まり次第に対応してまいります。</p>	整理済み
27	情報政策課	14 55	意見	<p>【No.6 基幹系業務システム最適化業務(住基/経/財務会計/介護保険区分)運用維持保守等業務委託】 ○プロポーザルをしないこと 今年度、住基/経/財務の運用維持期間の満了という予算可能な事柄への対応の遅れを理由に、随入契約の方法を選択し、入札によることなく委託契約を締結しており、競争原理が働いていない。次期システムへの移行を見据えた管理体制、チェック体制の強化を図られたい。</p>	要	—	—	<p>現行業務システムが平成32年1月末日に契約満了となるため、平成29年度より新たな業務システムの入札に向けて計画策定に取り組みしています。取り組みがあつた場合は、適切な作業期間を確保した上で進めていきます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁号 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
28	情報政策課	13 55	意見	<p>【No.6 専続系業務システム最適化業務(住専/税/財務)会計(小規模区分)運用維持保守等業務委託】 ○ 随時契約によることの妥当性 ○ 随時契約締結に際しては、着からしめ見積書を徴収しておらず、改正前那覇市契約規則121条の3に照らして妥当でない。</p>	不要	<p>本件における運用維持保守業務の対象となるシステムは、その導入について、当市他に対処可能な事業者がおらず、パーソナルにより更改しています。同システムの運用維持保守業務について別の事業者に見積及び実施させることは、著作権等の法的問題もあつたことから、事業上面的な状況でした。そのため当該システムを更改し業務を実施可能な着からしめ見積書を徴収しました。</p>	—	—	—	
29	情報政策課	14 55	意見	<p>【No.6 専続系業務システム最適化業務(住専/税/財務)会計(小規模区分)運用維持保守等業務委託】 ○ システムのクラウドマイグレーションについて システムへのクラウドマイグレーションを過度に行うことは、システムへの移行を困難とし、同一業者への継続的委託、ひいては競争原理の阻害という事態を招来してしまつたことから、控えるべきである。</p>	要	—	—	—	整理済み	
31	道路建設課	13 14 59	意見	<p>【No.7.8 平成26・27年度中規模都市ルールインフラ部整備事業】 ○ 事業性評価の「検証」について、その評価手法前提条件の精度を高めることを検討されない。 「総利益」の見積額について、H23.8からH28.2の5年間で、33,238百万円から70,487百万円を2倍以上に大幅に増加した理由が、「社会利益比」を1以上にしたのは、ないかと疑念を抱かざるをえない。また、H23.8からH28.2の間では、もしくは双方とも見積の精度がかなり低いと思われる。 特に、当事業は沖縄県全体としての取り組みであり、金額も非常に大きなものとなっており、社会的意義は認められるものの、当市においても「社会的意義のある事業を判断できる」とした「費用便益比」については、見積りの前提となる諸条件について十分な実態把握を行ない、当初の計画と実績との間に生じているギャップである「課題」の「原因」を分析し、十分に関係者と必要な対話を協議し、刷新の限られた財源・時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に早急につなげるべきである。</p>	要	—	—	—	<p>今回の原因は、昨今の資材費や労務費単価の高騰や消費税の増徴、構造基準の変更等により見積額が大幅な増額によるものです。今後は、精度を高めるよう努めてまいります。</p>	整理済み
32	管財課	14 67	意見	<p>【No.9 那覇市役所本庁舎中央監視業務委託】 ○ 委託料の決定方法の妥当性 結果として競争入札が不発に終わったため、当初委託先が提出した参考見積書の金額で委託契約が締結されるに至っている。委託契約を締結するに際し、見積書の金額について実質的な検討が加えられた形跡もない。そのため、現実の契約金額が、競争原理により導き出された金額であるといえない。疑念が残る。 長期継続契約であることにかんがみれば、より多数の業者から見積書を徴収するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。</p>	要	—	—	—	<p>当該業務委託については、長期継続契約として年間の空白期間が生じないようにしなければならず、予算調整を半年再入札は期間的猶予が無く現実的に困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき不発の随時契約を締結するに至ったものである。 今後は、那覇市契約規則第25条に基づき、2社以上の業者から見積もりを徴収してまいります。</p>	整理済み
35	人事課	12 14 69	意見	<p>【No.10 給与関係事務業務委託】 ○ 随時契約の採用について 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討すべきである。</p>	要	—	—	—	<p>今回の委託先選定時において、他中核市の状況、法制協理との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札については、推進委員会において入札参加資格を「プライベンチーマー登録証を有している業者」であり、「沖縄本島内本店が有る業者である」としたこととして、入札参加資格を高たす事業者が少数となり、地方自治法施行令第167条第2号を適用したことによるものです。</p>	整理済み
36	人事課	14 69	意見	<p>【No.10 給与関係事務業務委託】 ○ 委託期間の妥当性 委託期間を5年間とする合理的理由がない。</p>	要	—	—	—	<p>今回の委託先選定時において、他中核市の状況、法制協理との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、委託期間を3年間としました。</p>	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
37	人事課	13 69	意見	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○個人情報の保護について 職員の大数の個人情報を取り扱う業務であることから、委託先の方にも個人情報取扱いの厳格な体制を構築し、委託先が個人情報を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなど対策が有効と考える。	要	—	—	受託者に対し、個人情報等を記録した印刷記録物の記録簿及び削除記録の報告を毎月行うよう求め、確認を行うようします。	整理済み	
39	平和交流・男女参画課	15 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動・活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○市が行うべき必要性 那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることから、県に対して費用負担を求めざるべきである。	不要	本事業は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」といふ。)第五條に基づき、地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するために必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定や関連する措置を講ずるために実施しています。 また、特措法第六條に国、沖縄県及び関係市町村の協力が規定されていることから、本市が設置した有識者委員会に国や沖縄県の関係職員が委員として関わるなど、関係機関と相互に協力・連携しながら事業を進めているところで、特措法のありました。特措法第二條一項の規定にある「駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要がある」と認めるとき「1」について、那覇軍港においては未だその状態ではないため、現時点で当該規定を適用することは難しいと見られます。 従いまして、今後の段階までの過程のなかで、状況に応じて沖縄県とも連携を図りながら進めてまいります。	—	—	—	
40	平和交流・男女参画課	12 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動・活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○委託先の決定方法 (制限付)一般競争入札の方法を検討されたい。	要	—	—	那覇軍港の跡地利用は、駐留軍用地の跡地利用という特殊性があり、また本市の将来のまちづくりにも大きな影響を及ぼす可能性があることから、同調査を実施するにあたっては、跡地利用計画はあくはまちづくり計画の策定及び地権者との合意形成のノウハウを持ち、確実に調査業務を実施できる能力のある事業者である必要があります。 その上で、入札方法について検討したところ、地方自治法施行令第167条第1項第3号の規定に基づく指名競争入札が適切であると判断し、平成29年6月1日に指名競争入札を実施しました。	整理済み	
41	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める、員種金額の根拠を裏書的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい。	要	—	—	—	—	整理済み
42	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業務の進捗、委託先との協議について 進捗会議の一部について議事録が作成されておらず、事後的に協議内容を検証することが可能な形で議事録を作成されたい。	不要	事務局と委託事業者との進捗確認については、議事録や進捗状況報告書、課題管理表及び業務進行表を作成し行っており、また、これらをもとに協議内容を検証してきたと考えております。	—	—	—	—
43	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○再委託についての妥当性 委託業務のうち重要なものを再委託しているが、委託先と再委託先との共同事業としてプロポーザルさせるなどの対応を検討されたい。	要	—	—	—	—	整理済み

(平成28年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票		外 部 監 査 改 善 措 置 票		外 部 監 査 改 善 措 置 票				
ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区 分	
44	市民税課	15 77	意見	<p>【No.13 平成28年度市民税課課パンチ業務委託】</p> <p>○業務委託方針の妥当性 指名競争入札における入札参加資格について、5名以上の指名ができるものとする。参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを取捨選択し、実質的な競争原理を構築させる方を検討されたい。</p>	要	—	—	平成29年度課税分から入札公告及び広報(ホームページ掲載)で(制限付)一般競争入札として実施します。参考見積書は、直近の入札参加実績のある全事業者から取集しました。	整理済み	
45	市民税課	13 77	意見	<p>【No.13 平成28年度市民税課課パンチ業務委託】</p> <p>○個人情報情報の取り扱いについて 大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万一、大量の個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。</p>	要	—	—	仕舞書において、委託者は委託業務終了後のバックアップデータの破壊の指示があったときはすみやかに処理することを含めており、次回(平成30年度課税分)の委託から破壊した旨を書面で提出することを追加しました。	整理済み	
46	資産税課	15 79	意見	<p>【No.14 平成28年度標準宅地の時点修正に関する鑑定評価業務委託】</p> <p>○本件業務の必要性 そもそも現状において市が本件業務を行うこと自体を再考すべきである。仮に行うとしても、代表的な地点をピックアップして、下落傾向がないことを確認できれば十分であると考える。</p>	要	—	—	今年度における他の公的土地区画整理(1月1日時点)に「相模原路線(1月1日時点)」において、本市の土地価格は全体として上昇傾向にあり、本市の土地価格を踏まえ、市内他都市の鑑定委託状況を参考にしながら、業務の透明性及び説明責任が確保できることを念頭に、グループ化による鑑定地点の絞り込みを行い、鑑定を行う代替地点を選定します。なお、次年度以降、全体的に下落傾向が認められた場合は、すべての標準宅地を調査を行うこととなります。	整理済み	
47	情報政策課	15 82	意見	<p>【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】</p> <p>○契約期間の妥当性 本件業務を遂行するために機械を導入する必要があり、車年度契約では委託先業者の採算が合わなくなるため委託期間を5年間とした、とのことであったが、業務内容に照らせば、特殊機械の導入が必要とも思えない。結果としてではあるが、発注者は平成22年度から本件業務を継続して受注しているのだから、機械導入コストはかかっていないものと思われる。 また、ハードウェアのメーカー保証期間が5年であり、委託期間をそれに合わせているようであるが、委託期間を5年とすべき相場の契約は可能である(保証期間内)で、より短い期間での契約が可能である。 業務の性質に照らして5年間(1回)の契約を締結する必要はあるが、短期間(車年度)での契約契約が可能かどうかを検討すべきである。</p>	不要	この契約では、各課が基幹システムで出力する300種以上の領票印刷を一括して取り扱っています。現在印刷会社が各課の領票印刷を別々に取り扱っており、印刷状態を確認して各種調整を行う必要があり、中でも、バーコードやOCRを印刷する領票の読み取りテストは調整に1〜3か月を要し、この印刷業務が停滞することから事務執行に支障がでます。印刷業務委託料、調整業務量が減少することにより、印刷委託料、基幹システム業務委託料、調整業務量が減少します。これらを踏まえ経済的合理性・事務執行の合理性から5年契約とすることは妥当と考えます。	—	—	—	—
48	情報政策課	13 82	意見	<p>【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】</p> <p>○個人情報の取り扱いについて 市民の大量の個人情報を取り扱う業務であるところ、委託先との契約書類上、個人情報保護を規定している。委託先との契約書類21条「個人情報の取扱いを定める特約条」に「個人情報を委託先から取り扱う場合、委託先は個人情報を発生せぬよう、これら以外にも、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考</p>	要	—	—	—	現在締結中の個人情報の取扱いを定める特約条について、原業務運来項について整理して契約変更を行い、個人情報保護を破棄する旨の誓約書および証明書を委託先から取集するようになっています。また、委託先印刷工場を視察して業務状況を確認します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	(平成28年度) 指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
50	情報政策課	12 84	意見	<p>【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉)ことも、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】</p> <p>○随意契約によることの妥当性</p> <p>期にわたって継続して受注をされている業者や、他の業務に意図的に市から業務委託を受けている業者との間で随時締結すべき高度の必要性が要求される、といった。さらには、競争入札の方法によるべきである。</p>	不要	<p>本件はプロポーザルによる随時契約を行いました。地方自治体の業務は多岐にわたる市民生活と密接に関係しています。そのため、そのシステムと運用維持保守事業には、確実な深い理解を担保でき、地方自治体の業務とIT技術双方への深い理解を担保でき、価格のみで決定する入札に対して、これらを総合的に判断することのできるプロポーザルによる随時契約を採用したことは妥当と考えています。</p> <p>なお、本件のプロポーザルにおいては、技術力やサポート体制などだけでなく価格についても評価することで、競争原理の働く選定方法が採られているものと考えています。</p>	—	—	—
51	情報政策課	15 84	意見	<p>【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉)ことも、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】</p> <p>○契約区分を再検討すべきである。本来別区分の契約について、プロポーザルにおいて一方の評価が著しく低いにもかかわらず、妄断に同区分について一括して契約することは避けるべきである。契約区分ごとに、委託先の選定を慎重に行うべきである。</p>	不要	<p>事業者の選定にあたっては、「福祉・こども区分」「生活保護区分」は区分を分け、別々にプロポーザルによる審査評価を実施し、区分ごとに事業者を選定しています。審査評価には評価要件が定められており、選定された事業者は当該要件の審査評価の結果同区分でも同一事業者が選定されたための規定に適合していません。</p> <p>審査評価の結果同区分でも同一事業者が選定されたため、機器や作業工数の見直し等によるコスト削減や契約事務手続きの簡素化等を目的として契約書を1つにまとめている。当初設定した区分別に選定を行っているため、妄断に同区分について一括して契約したという指摘はあたらないものと考えています。</p>	—	—	—
52	納税課	12 88	意見	<p>【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】</p> <p>○委託先の決定方法の妥当性</p> <p>委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>納税催告センター運営業務委託は、取納率を上げるために、民間事業者の手法も取り入れる必要があることから、業者の選定内容を重点に選定をする必要があるため、プロポーザル方式で実施していきます。</p>	整理済み
53	納税課	13 88	意見	<p>【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】</p> <p>○個人情報取扱いの取扱いについて</p> <p>市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、委託先にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。</p>	要	—	—	<p>個人情報取扱いについては、誓約書及び仕様書において秘密の保持及び個人情報保護に関する規定を設けておられます。</p> <p>委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を徴取することや、月報等での報告、必要に応じて作業所等の個人情報等の管理状況を確認していきます。</p>	整理済み
54	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託先の決定方法の妥当性</p> <p>委託先の選定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
55	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託料の妥当性</p> <p>委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額について委託先との交渉を行うべきである。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
56	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託期間の妥当性</p> <p>委託期間を2.5年間とする合理的理由がない。</p>	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
59	ハイサイ市民課	13 92	意見	<p>【No.19 那覇市ハイサイ市民課任基システム等入出力業務委託】</p> <p>○個人情報の取扱いについて</p> <p>大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、実際に作業に当たる職員から誓約書を徴取する。委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。</p>	要	—	—	<p>契約の際に「那覇市ハイサイ市民課個人情報取扱いを定める特約書」を交わしており、漏洩がないよう漏れに規定してあります。漏洩事故が発生しないよう特約に基つき、防止策を強化していきます。</p> <p>誓約書の徴取等については、次回(平成31年度)契約時に契約内容に盛り込みます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
60	まちづくり協働推進課	15 94	意見	【No.20 平成27年度又は市民協働プログラム整備業務委託】 ○警備員資格のチェック 警備業者で「破産者で復権を得ないもの」は、警備員の下格事由とされている(同法3条)したが、現実に本件の警備業務に従事する警備員から、本人作成の誓約書(破産者で復権を得ないもの)でない旨を徴取し、欠格事由に該当しない事を確認することが望ましい(現状ではなされていない。)	不要	本市の「入札参加資格等に関する要綱」(入札参加者の資格)第2条第10号に「入札参加資格とは公安委員会の認定を要するため、警備員資格の要件を満たしているものと認識しています。	—	—	—	
62	文化財課	15 96	意見	【No.21-22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 文化財という性質上、外部委託前の段階で必要作業の全容が明らかでなく、発掘を進めるにつれて、当初予定していなかった作業が必要となる事態は想定でき ない。しかし、当該事業については、平成27年度の当初の委託契約後、実際に発掘を進めるにつれて想定外の作業が必要となり、作業量が大幅に増加したため、平成27年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額)、平成28年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額)がなされるに至っている。(予算との関係で平成28年3月までで契約期間を一旦区切ったという事情はあるにせよ)なお、当初の指名競争入札がなされた時点とは事情が大きく異なっており、これでは、当該事業を全体としてみれば、競争原理を働かせた上で委託先を選定し、委託料を決定したとはいえない状況になっている。 当初の指名競争入札及び委託契約締結前の段階で、入念な試掘等の調査をすることにより、作業量を予測することができなかったのか、慎重に検証すべきである。	要	—	事前の試掘調査は、遺跡の有無及びに大よその範囲を確認するものであります。精査は本発掘調査において行うため、試掘調査は最小限の範囲での掘削に留めます。このように、試掘調査の性格上、本発掘調査の費用・期間を正確に予測することは、極めて困難であります。しかしながら、契約変更に至ることのないよう、試掘調査の精度を上げるべく鋭意努力いたします。	—	—	整理済み
63	文化財課	16 96	意見	【No.21-22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 当初の指名競争入札の理由として、地方自治法施行令167条の3号(一般競争入札に付することの不利益と認められるとき)が記載されているが、なぜ「不利」と言えるのか、明らかではない。指名競争入札理由としては、むしろ同条1号が適しているものと考えられる。	要	—	—	—	指名競争入札の理由としては、地方自治法施行令167条の1号が適していると確認しました。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
64	文化財課	16 96	意見	<p>【No.21,22 県道153号線外縁街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○埋蔵文化財調査における報告書の未刊行問題について 平成28年12月のアコム報道により、那覇市が実施する埋蔵文化財調査において、調査後に刊行する調査報告書14件が、専門員の原簿執筆の遅れにより未刊行となっていること、未刊行が常態化しており、印刷物の納品がなれないにもかかわらず、業者に申し印刷費全額を支払っていたことが明らかとなった。 文化財課の担当者によれば、上記問題が生じた理由としては、発掘調査から資料整理、報告書作成、納品までを1名の職員にて担当し、他の職員による確認を行わなかったこと、課内における支出決算に際し、納品された報告書の確認がなされなかったことが挙げられる。 今後は、(1)報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。(2)支出帳簿の作成に際しては、検収調書とともに印刷物の添付を必須とする。(3)事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行するなど対策が有効であると考えられる。 (なお、本件事業(「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査)は平成30年度に報告書を刊行の予定であり、上記の未刊行問題はないとの事であるが、「同じ」の問題であることから、今後注意が必要であり、ここに意見として記載することとした。)</p>	要	—	—	<p>報告書発刊に関する手順書を作成し、着手から発刊までの工程表に沿って定期報告を行うことで進捗管理・指導体制を構築し、未刊行の再発防止を図ります。 平成28年度より実施「1」報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。2.支出帳簿の作成において、検収調書とともに印刷物の添付を必須とする。3.事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行する。」などを実施しております。</p>	整理済み
66	文化振興課	16 99	意見	<p>【No.23 那覇市民会館履歴台技術業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争入札の入札参加資格について、5名以上の指名ができるようなものにする、見積書について、より多数の業者から具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。</p>	要	—	—	<p>耐震診断結果に伴い、H28年度10月に休館となってからは、委託契約も11月末で終了しています。 今後、同様な契約が予定される場合には、「意見」を踏まえ、競争原理を機能させる選定方法を検討します。</p>	整理済み
66	なはまちなか振興課	16 102	意見	<p>【No.24 マチグラーのにぎわい事業業務委託】 ○当該事業を市が実施する必要性 そもそも当該事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。一般テナントに賃貸するなど、通年、他の用途に供した場合は経済合理性を検討すべきである。</p>	要	—	—	<p>事業の目的がおおむね達成したことから、平成29年度は規模を縮小し事業を実施しております。なお、平成30年度以降は、喫緊の課題となっている第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先として、仮設市場に入居できない市場事業者の受け入れを予定しております。</p>	整理済み
67	なはまちなか振興課	13 16 102	意見	<p>【No.24 マチグラーのにぎわい事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 仮に当該事業を継続するとしても、価格の点をプロポーザルにおける採点基準に念める、見積金額の相違を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。</p>	要	—	—	<p>意見をふまえて、マチグラーのにぎわい事業のプロポーザルにおいて、価格点を採点基準に含めて審査を行いました。なお、平成30年度以降は、第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先の予定となっていることから、平成29年度で当該事業は終了する予定となっております。</p>	整理済み
69	観光課	16 105	意見	<p>【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○市の本件業務を行う必要性 そもそも事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。</p>	要	—	—	<p>収益性の乏しい事業内容となっており、民間にて実施することとは困難と考えます。 外国人観光客が増えている現状においては市が継続して実施する必要があると判断しています。</p>	整理済み
70	観光課	13 105	意見	<p>【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、複数の業者から参考見積書を徴取する、見積金額の根拠を実質的に検討する、明確な数値基準を設定するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。</p>	要	—	—	<p>仕様書の内容を見直し、複数業者からの参考見積書を徴収し、委託金額の設計を行います。</p>	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指摘区分 頁番号	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
71	環境保全課	12 110	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争とした理由は「計量証明業務を適切に履行できる業者を選定するため」となっているが、資格要件を付した制限付一般競争入札でも可能である。この点に関し、所管課から「参加資格制限を設定留付により、制限付一般競争入札を実施することは可能と判断し、平成29年度入札より実施予定との回答であった。制限付一般競争入札を採用されたい。」</p>	要	—	—	平成29年度入札では、制限付一般競争入札を採用しました。今後も、制限付一般競争入札を実施する予定としています。	整理済み
73	鹿藥物対策課	16 113	<p>意見</p> <p>【No.28 エコマール那覇プラザ棟内営業推進業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 プロボローサル実施スケジュールは、公募期間3月11日～18日、契約締結日は3月27日である。当初は26年度12月補正予算で債務負担行為とする予定であったが、スケジュール調整が間に合わず、2月議会の一般会計予算承認後に手続を開始したため、ダイレクトなスケジュールとなったようである。応募者がプレザンのための時間の余裕を持たせる必要があることから、今後は時間に余裕のあるスケジュールとされたい。</p>	要	—	—	次期委託契約(平成30年4月1日～平成33年3月31日)に係る受託者選定につきましては、平成29年度当初予算において債務負担行為を設定しております。公募期間を約6月に拡大し、応募者の準備期間を確保します。	整理済み
75	チャーターがんじゆう課	13 116	<p>意見</p> <p>【No.29 介護保険事業所等の開業・検査等業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 介護保険事業所等法令や基準等に沿った事業運営を行わせることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図るためには、当市で介護福祉事業を行っている事業者の実態を適切に把握する必要があります。よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	サービス種別や新規事業所などについて考慮した上で、事業者を選定し、候選等を実施しています。また、委託者からの報告を受け、指摘の多い事項について、集団指導やホームページにおいて、全事業所への周知を行っています。	整理済み
77	チャーターがんじゆう課	13 119	<p>意見</p> <p>【No.30 整理されたあいデイサービス業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 当該事業のサービスを利用する人が当サービスの存在を知っていただければ、利用することができます。サービスの存在を知っていただけても、サービスを利用していない「原因」などを把握しなければ、今後、当該事業の目的である「生きがいのある生活を支援」することの達成が限定的なものになると思われる。さらに、受託者の当事業に関する平成27年度の「サービス区分資金収支計算書」では、事業活動収入(60,698,700円)に対して、事業活動支出は663,540,278円、事業活動資金収支差額は▲491,578円となっており、このことについては、受託者から提出された資料により把握できているはずであるが、支出超過の「原因」を把握していない。よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主として上記について現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	介護予防、日常生活支援総合事業のプラットフォーム及び広報誌等にて、周知啓蒙を実施したほか、入居型カードを作成し、参加者の年齢、性別等の現状把握を行っています。今後は、モデル的に市で構成した介護予防リーダーを配置することにより、プログラムの検討を図り、新規参加者及び男性参加者の増加に取組んでまいります。子算見積りの際にご受託者との十分協議するとも、予算執行についても適宜受託者に確認をとると適切な執行管理を行ってまいります。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
78	チャージャーがんじゅう課	13 122	意見	<p>【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○「請求書」の日付の取扱いについて、見直しを検討された。 今回監査対象となった受託者12名から提出されている「請求書」の起票日と全日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全日付が手書きで記入されている。請求書の日付欄の記入された文字と支出命令書に記載された担当者名・TEL欄に記入された文字の重複が認められ、それぞれの事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を提出し、担当部署が「請求書」の日付を記入したと誤認されている。担当部署の回答は、「指摘のとおり、事務処理の上の都合で日付を空けていたことは委託先への負担となるため適当ではないと認識しております。そのような原因として、検収に時間をかけすぎているのか、業務過多による影響があるかを課内で検討したいと思っております。」とのことである。</p>	要	—	—	担当者が業務過多に陥らないよう、平成28年度に入り事務分掌を改めて直しました。また、検収・請求処理に時間をかけ過ぎないよう、複数人での処理するようになりました。これにより、以前より処理が早くなりました。請求書の日付は提出時に事業者に記入してもらい、空欄が無いように提出してもらっております。	整理済み
79	チャージャーがんじゅう課	13 122	意見	<p>【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組みについて検討された。 「当事業の目的の達成感に対する担当部署の回答は、サービスが低い、地域包括支援センターは無く、委託事業としては達成できていない」と思っております。とのことであった。 しかし、その一方で、当事業により委託設置された地域包括支援センターの職員の定着率が低いのは12先中40%ほどであり、あまり良いものと言えない状況である。当事業のように、主に人の手によって提供されるサービスの場、そのサービス提供者の職員の定着率が低い場合、今後も引き続き、適切なサービスが提供されない恐れがある。 よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主として上記について現在の事業目的の達成状況を検証し、職員の定着率を低い原因についてさらなる掘り下げて、受託者と必要な対応を協議し、段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	地域包括支援センター業務及び運営に関する評価を年1回実施し、受託法人と協議の場を持ち、改善につなげるようします。(平成28年度評価を受託法人へ送付。(平成29年6月28日)) 新たに追加された業務(認知症対策、総合事業対応等)については、人員を増加し、業務の負担軽減を図りました。今後も適切なサービスが提供されるよう改善を行ってまいります。	整理済み
80	障がい福祉課	126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○サービスの不足感 利用者からの事前予約受付で断る場合があるため、利用者の延べ人数に含めない利用希望がある。担当部署は、サービスの不足感があることは懸念しているが、どの程度、予約受付を断っているのかの実態を把握していない。 当事業の目的及び必要性を踏まえて、委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握し、上記の「サービスの不足」といつ「課題」の原因を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源・時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握し、サービスの不足感解消に向けて、利用条件の見直しなど、改善に努めます。	平成28年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
81	障がい福祉課	16 126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○契約額変更の見直しについて これは、委託者が当サービスを利用して利用するために所有しているバスの老朽化しているため、H27年度で買い替えを見込んでいたが、買換えてできなかったことによる減額である。 しかし、「予算執行向書」には「第2回目の支払いを実績に基づき精算する」との記載があるのみで、上記の理由が記載されていない。 よって、決定された「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について明記することが望ましい。</p>	要	—	—	平成28年度より、「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について具体的に明記し対応しています。	整理済み
82	障がい福祉課	13 126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 外部監査で把握できる限られた情報からはどの水準が適切な契約額であるかを検討できないほど、「予算額」の策定の手続き、「予算額」と「決算額」の差異について「検証」が十分になされていない。 今後は、「予算額」を策定するために必要な情報を過去の実績を「検証」することによって、適切な「予算額」を策定することが望ましい。</p>	要	—	—	「予算額」と「決算額」の差異については、予算精算の段階において過去の重積簿から必要項目について精査するとともに、執行段階において、見積額の変更が必要な場合は、市へ相談するよう委託先にも指導を行いました。今後も適切な予算執行に努めていきます。	整理済み
83	福祉政策課	13 129	意見	<p>【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出された「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と同日になっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者から日付を写像した「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。</p>	要	—	—	受託者からの「請求書」については日付を印字した請求書となっていないか確認し、印字された請求書のみを受理することと電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
84	福祉政策課	13 129	意見	<p>【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 当事業の対象となる市民は、介護が必要な者、65歳以上の者の内、見守る必要がない方(施設入所者、家族と同居 単身者でない)を除いた市民であり、当事業の目的達成のため、地域の自治会が中心となって「地域見守り隊」を30結成するほか、「四者意見交換会」を年3回開催することで、現状把握と「課題」共有し、改善に努めている。 しかし、事業目的達成のために活発な議論によって、以下の「課題」について認識しているが、解決できていない状況である。 「地域見守り隊」で支援対象者を「見つける」という事が一番難しい「個人情報保護の壁が立ちちはたたり、自治会に名簿を提供できないのが不満」「自治会のない、空白地域の対応」「地域コーディネーターの人材育成が不足している」。 当事業の目的を達成するため「適切なスキルを持つ地域コーディネーター」の人材確保、人材教育など現在の水準を超える多くの財源が必要となるため、上記の「課題」を解決するために、「課題」を生じさせている「原因」について、さらに踏み込んだ「抜本的な」ない「抜本的な」を行い、その中から「真の原因」を把握し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のため具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。</p>	要	—	—	<p>当事業の目的である「抜け漏れのない、実態把握」につきましては、地域見守り隊の結成促進に地域コーディネーターが関わり、年齢を問わず見守りが必要な対象者や、自ら困りごとを発見できない対象者の困りごとの個別相談・支援を行うことで、機動的な課題を抱える世帯や制度の問題等の真態把握や働きかけを行っています。 また、当事業を遂行するためには、コーディネーターの育成が重要と考えており、自治会や民生委員児童委員との連携、両者を結び付けるノウハウや見守り活動の必要性を住民に周知する方法等、現場の〇〇を中心としてコーディネーターの育成に取り組んでおります。 今後につきましては、地域見守り隊を結成した後、コーディネーターのフォローのあり方を念め、見守り活動の実態把握、対象者の個別支援の内容や課題を整理し、解決に向けて課題を共有し、支援に必要なノウハウを明らかにすることで地域コーディネーターのスキル向上につなげてまいります。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	措置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
85	保健管理課	13 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○請求書の日付について、見直しを検討されていた ○請求書の契約のため、受託者から毎月提出されている 「支出命令書」について、日付が手書きで記入されており、 「支出命令書」の起算日と全同日となった。「請求書」 の日付欄の記入と「支出命令書」の「支出命令書」の 「担当者名」欄に記入された日付を照合した「請求書」 と類似しており、受託者からは日付を照合した「請求書」 を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したお それがある。	要	—	—	—	平成29年度から「請求書」の日付については、提出の際に 日付を入れて提出するようにしております。 電子メール受信率による請求書の取扱いについては、庁内 の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
86	保健管理課	16 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○概算払いの場合の「予算執行向」の取り扱いは、見直し を検討されたい。 「概算払い」の「請求書」、「支出命令書」とは別に「予算 執行向書」が作成されており、件名「〇〇の概算」とい って(1回目)の〇〇書が各支払いの回数で記載が違っ ているのみであるが、「起算日」、「決算日」は全て「平成 28年3月31日」となっている。 契約締結前の「起算用紙」に記載された概算理由とし て「概算をしないければ人件費や物件費等の支払いが 困難となり業務運営に支障をきたす」としており、受託者 と締結した業務委託契約書の第4条4項「甲は、前項 の委託料について、この請求書及び概算払いにより委 託料を支払うことができる」としているため、上記の「予算 執行向」書」の作成意義が乏しい。形式だけを整えるた めの時間を削減し、当市が抱える様々な問題解決のため の「検証」に時間をかけることが望ましい。	要	—	—	—	那覇市学習支援事業業務委託の概算払いについては、那覇 市会計規則第61条第1項第3号に基づいて行っております。同 規則第62条第1項により概算払いの精算をしなければなら ませんが、業務委託期間が3月31日までととなっているため、業務が 完了した日(3月31日)をもって概算払いについて精算を行って おります。 精算については、概算払い額に行う必要があり、各精算毎 に精算のための起算、決算を受ける必要があることから、現状 では、法令上、会計システム上、変更することは難しいものと 考えております。	整理済み
87	特定健康診課	13 135	意見	【No.35 特定健康診査委託契約】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 検討されたい。 その市町村においても受診率が十分ではないため、 後期高齢者支援金の加算・減額制度も設けられており、 当市における予算の執行割合は毎年80%前後である。 よって、担当部署では「生活習慣病の発症・重症化の 防止」に向け、医療費の適正化は実現するため、受 診率向上のための取組として「特定健康診査に関するア ンケート調査」などを行っている。 受診率が向上して止まっている主な原因については、健康 対策に向けたアンケートから把握した主な未受診の理 由は、「仕事などで忙しい、面倒である」、「定期的に通 院しているため」などがあげられている。 「生活習慣病の発症・重症化の予防」に向け、受診率のさら なる向上のための取組を検討されたい。	要	—	—	—	○平成29年3月に対象者配布用パンフを作成。5月には協力 依頼文書を115医療機関に送付。10月末までに63医療機関 へ訪問等を実施し、事業の説明や協力依頼を行いました。 ○平成29年12月に保険証(受診券付)未更新の国保加入者 897人へ、平成29年12月にましかと健診の案内ハガキを送付 しました。 ○平成29年10月に協会けんぽ、連合会、労働局、那覇市の 連名文書を、対象事業所数1,002か所に送付しました。また、2 事業所の協力を得て、国保加入従業員向け案内文書を送付 しました。 ○健康増進課にて、平成29年8月から12月末まで「健康づくり ポイント」事業を実施し、ポイント獲得者を対象に抽選による景 品引換を実施中です。 今後医師会や連合会等関係機関と連携し、特定健康診査 受診率向上のための取組を進めてまいります。	整理済み
88	健康増進課	13 138	意見	【No.36 4種混合ワクチン個別予防接種委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組について 検討されたい。 予防接種率を向上させてきているものの、担当部署と しても4種混合は目標の95%を達成しているが、特に 感染力が強い麻疹・風疹を予防するMRワクチンの目標 達成が課題であるにもかかわらず、未だ目標を達成す ることができず、周知や接種勧奨が十分という認識 であるため、受託者と連携しながら予防接種率を向上 させる取組を検討されたい。	要	—	—	—	従前から実施する対象者への個別通知に加え、平成29年度 より①乳幼児健診時までのチラシ(当日受診できる病院リスト を記載)配布、②MIRI期未接種者未接種者への接種勧奨ハ ガキの送付に取組んでいます。 また、③医師会と連携したかかりつけ医からの接種勧奨の強 化を図るため、H29年5月18日開催の医療協議会において那 覇市医師会へ協力の要請を行いました。 今後も周知・勧奨の強化に取組んでまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
90	地域保健課	13 140	意見	【No.37 妊婦健康診査】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組の組みについて検討されたい。 ○受診者のさらなる向上のために、まずは当該事業の妊婦健康診査の人数、そのうち受診していない妊婦の人数などの「実績」を把握するだけでなく、受診率が十分でない原因を検証されたい。 その際には、親子健康手帳情報と妊婦健康診査情報とのシステム上の照合を取入れることによる効率化を図ることも合わせて検討されたい。	要	—	—	妊婦健康診査未受診の理由については、流早産や死産、転入転出が含まれます。また、妊娠判明、母子(親子)手帳交付、受診から請求、それぞれにタイムラグが存在し、限られた妊娠期間中に未受診者の実績把握や、受診率が十分でない原因検証を行うことは難しい状況にあります。しかし、母子健康手帳交付窓口では、妊婦健康診査の重要性や妊娠初期からの定期健診の必要性について、今後も継続して指導を行います。 なお、全体的に妊婦健康診査の受診状況の把握や行政と医療機関との情報共有等について、課題となっており、現在、医務課を中心に、各市町村と医療機関との双方からの情報共有システムについて検討中です。	整理済み
91	こどもみらい課	13 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○「請求書の日付」について、見直しを検討されたい。 ○「請求書の日付」について、受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したものがあがる。	要	—	—	平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
92	こどもみらい課	13 16 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○利用者人数に基づく契約額と、実績に基づく精算に ついて、見直しを検討されたい。 ○当事業は国の「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」に基づいて実施されており、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、形式上、差額が生じている。 しかし、当該事業の目的を達成するためには通常業務を適切に対応しながら、それに加えて当該事業を対応できる受託者の当該事業の趣旨に対する十分な理解と、当市と受託者との信頼関係がなければ、当該事業を継続することは困難となる恐れがある。 よって、形式だけで判断してはならず、「実績」を十分把握して、「検証」し、次の予算算定に反映させることが望ましい。 また、本件のように国の要綱などのルールに合わせる必要はない場合であっても、国の所管部署に現場の声を届けて、実績に合うようなルール変更を要望されたい。	要	—	—	当事業においては、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、差額が生じることは把握しています。 今後、この指値のよび「実績」の十分な把握と、今後の見直しについて「検証」を行い、当該事業の受託者に係る負担を軽減を図られるよう国、県へ要望していきたいと思っております。	整理済み
93	こどもみらい課	16 143	意見	【No.38-39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○利用人数に基づいて、見直しを検討されたい。 ○「見直し」については、利用人数などで契約額が決定される事業の委託契約について、受託者から「見直し」を提出しても必ずしも必要ないという十分に検討して、提出を不要にしても支障がないのであれば、受託者にとっての「見直し」の作成、提出、当市において「見直し」の受理、内容確認などの業務負担を軽減することが望ましい。	不要	当事業における業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であることから、本市における契約等に関する事項を規定する那覇市契約規則第23条第1項第1号の規定により受託者から見積書を徴しています。 また、当該事業における支出負担行為において、支出予定額を確定する上でも見積書の提出は必要と考えます。	—	—	—

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
94	文化財課	12 146	意見	<p>【No.40.68 御細工所跡緊急発掘調査事業委託】</p> <p>○業者選定方法の妥当性 「発掘調査業務では、専門的な技術や経験が求められることから、「埋蔵文化財発掘調査」の民間発掘調査関係者への外発委託にあつては、基本方針に定める要件を満たす業者に委託する必要があるため」指名競争入札を行ったことである。 当該基本方針に定める要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか、事前に十分検討されたか。</p>	要	—	—	発掘調査業務については、平成29年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み
95	建築指導課	13 148	意見	<p>【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 事前公表した理由については「予定価格を事前に開示することから、不正を防止しよとすると等の不正な行為を未然に防止するため、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領第5条第2項により入札執行前に公表するものとして定められていることから、当該事務取扱要領の趣旨に鑑み当該業務においても予定価格を公表することとした」との回答であった。 建設工事等に関しては、上記取扱要領より予定価格は事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合があるが、今回は最低制限価格を設定しており落札率は高止まりしていないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が重要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
96	建築指導課	13 148	意見	<p>【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要領」には最低制限価格の設定方法、その範囲の上下範囲も規定されている。今回の入札では予定価格のほかに、最低制限価格を設定する旨も公告されているため、すべての入札者が予定価格の6/10から8/10の範囲で入札することになり、積算能力の低い業者が応札することとなり、積算能力の低い業者が応札することによる弊害が生じる恐れがあり、事前公表のあり方について検討されたい。</p>	要	—	—	入札の際に入札金額とその内訳書の提出を義務付けており、積算能力の低い業者の参入の排除を図っております。今後引き続き同様な対応を行ってまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
97	都市計画課	13 150	意見	<p>【No.42 平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託】</p> <p>○予定価格の事前公表 事前公表の理由については「予定価格を事前に知らざる不公正な行為を未然に防止する趣旨より、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、事前公表するものとするは定められていることから、当該業務においても予定価格を公表しておりますとの回答であった。</p> <p>建築工事案に關しては、上記取扱要領により予定価格を事前公表するルールとなっており、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。</p> <p>予定価格の事前公表に關しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では落札率が97.6%と高止まりしており、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が必要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。</p> <p>今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合は、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。</p>	整理済み
98	地籍調査課	12 152	意見	<p>【No.43 那覇市首里登壇4丁目・繁多川4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工程)】</p> <p>○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名競争とす理由は、「当該業務には測量士・土地家屋調査士の資格を有する者が必要のため」とのことである。</p> <p>入札に際し一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。</p> <p>指名業者選定委員会においても同様の指摘があり、28年度からは同内容の契約について制限付一般競争入札が実施されている。27年度も一般競争入札ができたはずであり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。</p>	要	—	—	<p>平成28年度当初からは制限付一般競争入札で実施しております。</p>	整理済み
100	花とみどり課	12 154	意見	<p>【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】</p> <p>○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。これに關しては、当時のホームページには掲載していたが事業完了後に掲載を終了したとの回答であった。那覇市では過去6年程度「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようにしており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。</p>	要	—	—	<p>結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えております。</p> <p>今後結果公表のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたくと考えております。</p>	整理済み
101	花とみどり課	154	意見	<p>【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】</p> <p>○プロポーザル方式の評価基準 審査要領の選定方法に關して「委員は、評価点の合計を参加者ごとに単純集計し、1位及び2位を選定する。順位を1位とした委員の数が多い順に、優先交渉権者1名及び次点者1名を選定する」と規定している。この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。</p> <p>なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>プロポーザル方式の評価基準については、「指定管理者制度に關する運用指針」で示されているものであります。</p> <p>今後評価基準等のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたくと考えております。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
102	花とみどり課	16 154	意見	<p>【No.44 平成28年度松山公園展示設計製作業務委託】 ○契約変更の妥当性 履行期限を平成27年3月31日から9月30日に183日延長している。 延長理由は、「設計を進めるにあたり、専門家や地域関係者を吉む検討委員会において意見を収集しておき、展示計画を決定するまでに当初計画以上の時間を要したため」となっている。また、別件の本体工事の遅れにより現場への展示物の搬入、設置が遅れたことも一因である。 変更契約の際は、補正予算に計上し、議会の承認を得て繰越明許費として次年度の支払いを可能にしていた。 前工程の遅れもあり年度内に業務が完了しないことがあらかじめ判明していたのであるから、契約締結時に債務負担行為として契約されたい。</p>	要	—	—	年度内に業務が完了しないと判明しているものについては、国や県、市の企画財務部と協議し、予算の債務負担行為等の手続を行うことにより適正な履行期間での契約に取組みます。	整理済み
103	建設企画課	12 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。那覇市では過去6年程度「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようになっており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。</p>	要	—	—	結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えます。 今後、結果公表のあり方については、庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み
104	建設企画課	13 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○プロポザル方式の評価基準 審査要領の選定方法について「順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を第一位とする」と規定している。 この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、採点が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお、今回は、配点で評価しても結果は同じであった。</p>	要	—	—	プロポザル方式の評価基準については、「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものと一致しており、今後、評価基準等のあり方については、庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み
105	建設企画課	16 157	意見	<p>【No.45 那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○契約期間変更の妥当性 履行期限を平成28年3月25日から3月31日に6日延長している。 「那覇市在環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託」は準備期間が短く、マッチング事例を募集するシステムが関係で遅くなった。そこでモデル事業の効率や競争に合わせたシステムの内容を修正することになり、契約期間を延長している。 契約期間延長はやむを得ないが、モデル事業についての周知不足が原因と考えられ、契約期間の終期に間に合うように、スケジュール管理を適切に行っていたきたい。</p>	要	—	—	平成28年度より、業務委託の早期発注に取組み、スケジュール管理を適切に行ったことで、契約期間内に業務を完了することができました。 今後、早期発注に努め、スケジュール管理を適切に行っていきたいと考えます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
106	公園管理課	12 160	意見	<p>【No.46 平成27年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 那覇市契約規則第18条では「なるべく5名以上指名するものとする」とあるが今回は7社を指名しており、指摘事項はない。 指名競争とした理由については、指名競争入札理由書によると、「市街地での剪定業務は経験が重要視されることから、一般競争入札によると履行能力のない者が参加する可能性があるため」としている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。</p>	要	—	—	剪定業務の発注のやり方が、法令で定めている要件を満たしているか十分検討したところ、制限付一般競争入札にて業者の選定を行っても、業務内容の要件を満たすことが可能だとの結論に達しました。 よって、今年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み
107	道路管理課	12 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名業者は5名以上と契約規則にあるが、10社を指名しており問題ない。 那覇市内を2エリアに分割し、エリアごとに10社を指名しそれぞれ指名競争入札している。全エリアを1社に委託した場合、倒産等のリスクに対処できないことか、エリアで分割発生していることとあり、特段指摘事項はない。 指名競争入札とした理由は、街路樹の剪定には一定の技術が必要だが、那覇市内には当該業者が20程度しかいないため、一般競争しなくとも上記のように指名競争入札することによって一定の競争原理が働くためとしている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。</p>	要	—	—	制限付一般競争入札方式による業者選定の検討を行い、平成28年度街路樹維持管理業務委託より、同方式による契約を行ってまいります。	整理済み
108	道路管理課	13 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○予定価格の事前公表 事前公表した理由については、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条に準じて事前公表しているとの回答があった。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では応募者数も多かったことから落札率は高止まりしていることまでは言えないが、取扱要領を妄断に準用することにについて見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	当該業務は那覇市道の街路樹等に関する管理(剪定・除草・撤去等)であり、業務の性質としては建設工事等に近い内容であります。 過去2年間(平成25年度、26年度)の入札結果を見ると、全(4件とも)88%の落札率となっており、ある程度の競争性が働いているものと考えられます。 今後は、入札状況を注視しつつ、事前公表による弊害が生じると判断した場合は、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
109	道路管理課	16 162	意見	<p>【No.47 平成27年度道路樹木維持管理業務委託(その1)】 ○契約期間の妥当性 委託期間は、平成27年5月20日～平成28年3月22日となっている。空白期間のトラブル(街路樹)が電線に架かる等も想定されることから、契約期間の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	平成29年度街路樹維持管理業務委託からは、平成28年度に債務負担行為を設定して契約を行い、委託期間を4月1日から翌年3月31日までととしています。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
110	道路建設課	13 165	意見	<p>【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】</p> <p>「請求書」の日付について、原直しを検討されたい。受託者から提出されている「支出命令書」の起票日と全が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全で同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者から請求書の日付を記入した恐れがある。</p> <p>なお、上記の点について、本件の担当部署の回答は「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません。」「本中には、業者が提出する文書の日付はワープロで記入するというルール等はありません」とのことである。</p> <p>しかし、現状の取扱いについて、包括外部監査を通じて疑問があったにもかかわらず、「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません。」「という過去の「原因」に何の疑問も持たずに、十分な「検証」も実施せず「今後は、請求書等の日付はワープロで記入し提出するよう業者を指導したいと考えております。」「と安直な対応策を提示することから推察するには、PDCの意識が十分ではなく、「以前から引き継いできた業務」の内容などに疑問を持たず、場当たり的に対応しているように感じる。</p>	要	—	—	<p>日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に対し、活字又は相手方の手書きで記入し提出させる受理します。電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	
111	道路建設課	16 165	意見	<p>【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】</p> <p>○用地境界立会のクレーン対応について見直しを検討されたい。</p> <p>地主及び隣接地主による苦情として、「公園に基づいて把握していくが地主本人の認識が曖昧なものによるもの」や、「受託者には法令に基づいて許可証を交付しているが、受託者からの適切な挨拶がないもの」などがある。</p> <p>本件は地主等の協力が得られなければ、事業の目的が達成されず、また、本来、受託者である当市が責任を持つべき事業である。</p> <p>しかし、受託者に業務を実施してもらう以上、受託者が測量業務を適切に実施するように、契約書・仕様書での周知のみだけでなく、委託者として受託者が適切な測量業務がなされるように、クレーンについては適宜、受託者に伝達などすることが望ましい。</p>	要	—	—	—	<p>用地境界立会における地権者のクレーン対応については、今後は、適宜、受託者にクレーン内容を伝達します。また、委託者として用地境界立会に同行するなどの指導をすることにより、受託者が適切な測量業務を実施できるように改善します。</p> <p>また、業務マニュアルも改善しました。</p>	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
112	道路建設課	17 165	意見	<p>【No.48 土地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】 ○土地家屋調査士資格の確認作業について見直しを検討されたか、 契約に際しての確認として毎回、土地家屋調査士資格証明書を出させているが、沖縄県土地家屋調査士会から「沖縄県土地家屋調査士会 会員名簿一覧」を入手しているため、過去に当市と契約する際に資格証明書を提出している土地家屋調査士については、最新「会員名簿一覧」を入手し記載されていることで、資格証明書の提出を省略することができると思われる。この点について担当部署の回答は、「書類の提出については、本業務の単価契約書・見積書の規定に基づき提出しています」、「県内で資格証明書等のデータをアップすることは、データの入力、更新、管理等の業務が発生し、当該の業務の効率化につながるのか検証が必要と考えます」とのことである。 上記コメントに限らず、「以前から引き継いできた業務の内容などに疑問を持ち、事業の目的を達成するための諸手続きについて「当該の業務の効率化につながるのか検証し、適時適切に改善することが望ましい。」</p>	要	—	—	<p>資格証明書には、土地家屋調査士登録証と土地家屋調査士登録証明書がありますが、契約時点での土地家屋調査士名簿への登録の確認ができる土地家屋調査士登録証明書の提出も、業務マニュアルも改善しました。</p>	整理済み
113	道路建設課	13 168	意見	<p>【No.49 真和志線補償物件調査査定業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたか、 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており「支出命令書」の記号日と合致して記入されている。「請求書」の日付欄の記入された文字を「支出命令書」に記載された担当者名「ID」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。</p>	要	—	—	<p>日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に日付、活字又は相手方の手書きで記入し提出させるよう指示します。電子メール受取による請求書の取扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み
114	道路建設課	13 17 168	意見	<p>【No.49 真和志線補償物件調査査定業務委託】 ○関連部署との必要な業務連携について、見直しを検討されたか、 固定資産簿の徴収は重要な業務であり、その一方で、那覇市の厳しい財政状況がゆえに那覇市役所の職員の方々の業務負担もかなりの重いものだと思われ、よって、各部署の目的達成のために把握した情報であり、法律などで問題がないものであるならば、業務連携のための情報提供を行うことが望ましい。</p>	要	—	—	<p>補償業務の観点からすると、地権者からの合意を得るための障壁(契約・調査拒否など)につながる可能性もあり、本来の目的である事業の進捗に大きな影響を与える恐れがあります。それらを踏まえながら、業務連携について法的な取扱いに留意し、慎重に検討していきます。</p>	整理済み
115	学校給食センター	17 172	意見	<p>【No.51 首里学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託】 ○指名競争入札における業者選定方法について、透明性を高めるための見直しを検討されたか、 給食センターから配送の対象である学校までの距離、運送料などで多少の違いはあると考えられるが、指名業者2名の入札価格は、各社の積み上げ計算だけではなく、両者がそれぞれ異なるような価格調整が働いているように見える。 しかしながら、当事業の目的達成のためには、学校給食を適切に配送できる設備を有し、その業務を適切に実施できる事業者でなければならず、上記の観念が満たないよう業者選定に透明性を高めるための見直しが必要。</p>	要	—	—	<p>業者選定方法について透明性を高めるために、平成29年1月に実施した真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託の入札から、搬送車両の仕様を「新車」として項目について、「搬送業務」に使用する車両は、安全で衛生的に目的地へ搬送できる良好な状態のものとする。として、仕様の緩和を行い、多数の業者が参入しやすくなりました。</p>	整理済み

(平成28年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理 区分				
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
116	学校給食センター	13 172	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.51 首里学校給食センター-他学校給食運送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター-他学校給食運送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター-学校給食運送業務委託】 ○「請求書の日付について、見直しを検討されたい。契約書で「甲は、前条の委託料を別紙「支払一覧表」として、それぞれ毎月分にかかる請求書を第12条の業務完了届を貼付した月の十日までに甲に提出するものとする」とあるが、受託者から提出される「請求書」として、日付が手書きで記されている。「請求書」の「日付欄」の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。このことについての担当部署からの回答は「契約書上、請求書が到達してからの支払となる。請求書は郵便で送られてくるため、実際の発付日と到達日に相違が出てくる。業者との調整の上、日付を空欄にしてもいい。職員により到達日を記入している。到達後、速やかに支出命令を作成するため同日となっていることが多い」とのことである。</p> <p>【No.55 健康診断書検査料(小学校)戻検査料】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	
118	学校教育課	13 178	意見	<p>【No.55 健康診断書検査料(小学校)戻検査料】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>請求書の日付については、記入して提出するよう、実施する事業者への周知を行います。 請求書受領の際には日付を含め記入漏れの無いよう注意し、受領した請求書は、受領印に日付請求のあった日の明確化を図っております。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	
119	教育研究所	17 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるように検討された。 非常に高度な専門的知識が必要であるから、その外部委託せざるを得ない。当事業のような業務については、審査委員会による業者選定を行う場合には、専門知識を有し、かつ、客観的な立場で審査することができる者も審査委員として選任することが望ましい。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	<p>専門的な審査ができる者として情報政策課職員を審査員に含めたものですが、より専門的な知識かつ客観的立場での審査を求める場合は、ICJ関連団体等からの意見聴取や委員推薦などを考えられます。</p>	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
120	教育研究所	13 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄に記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当右「TEL」欄」に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。 担当部署の回答によれば「請求書の送付自体は月初めに受託業者から送付されます。日付は遅くてもいいから、受託業者との調整のうえでそのような方法を取っておりますが、この指摘については真摯に受け止め、改善していきたい」と思っています。」とのことであった。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	<p>実施日及び実施内容</p> <p>請求書への日付記入については、請求書受領の際にもその日付を注意していただきます。委託業者に対しては、請求書送付の際は日付記入を行なうよう周知を行いました。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。</p>	整理済み	

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
121	教育研究所	13 17 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○事業による効果測定等の「検証」を踏まえた予算策定を検討されたい。 ○当事業のようなシステム基礎など直接的に効果測定が難しい事業については、学習向上の効果は当事業のICTによるものであるが、それ以外のものによるものなのかは明確に測定することは難しいと思われ、しかし、「ネットワーク運用(安定性や使いやすさなど)に関する効果検証やアンケートは実施していない」とのことであり、当事業が費用に対して適切な効果を得ているかどうかの「検証」が行われていないため、委託契約後の運用状況を適切に「検証」することが望ましい。</p>	要	—	—	今後は、同業種についてご意見にあるように、アンケートの重複やシステムトラブルの回教、対応状況等の調査を実施するなど、運用状況の検証が行えるように改善いたします。	整理済み
122	生涯学習課	13 186	意見	<p>【No.59 那覇市読多川図書館業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 選定基準では審査方法を委託予定候補者に選定すると規定している。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったことから結果に影響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み
124	中央図書館	12 188	意見	<p>【No.60.62 那覇市公民館・図書館清掃業務委託】 ○年度開始前の入札の執行について 3月に入札を実施し業者を選定し、4月1日付けで契約を締結している。 年度開始前の入札の可否について、今後制度の見直し等に注視し適切に対応されたい。</p>	要	—	—	年度開始前の入札執行の可否については、現時点において法令上の解釈が定まっておられませんので、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み
125	中央公民館	12 189	意見	<p>【No.61 プラネタがム番組開発業務委託】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 募集要項には「審査結果は文書にて通知する」とあるが、外部公表していない、公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、那覇市でも公表を検討されたい。</p>	要	—	—	公表についての規定が無く、公表していませんでしたが、今後同様な事業を行う場合は、市全体の方針に従って検討していきたいと考えております。	整理済み
126	中央公民館	13 189	意見	<p>【No.61 プラネタがム番組開発業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 プロポーザル評価要領では審査方法について「主観的評価項目の点数が86点を超えるものの中で、1位をつけた委員が多い団体を選定する」と規定している。この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったこと、応募者の点数が86点を超えていたことから結果に影響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。</p>	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分 意見	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
127	議会事務局 議事管理課	17 191		【No.63 アメカ総石下議会議事録電子化業務委託】 ○委託先の決定方法について 指名競争入札に際して、那覇市内に本社のある業者であることが条件の一つとされている。応募用紙においては、その理由として、「那覇市物品購入入札参加資格審査及び指名選定要綱」11条3項があげられている。 しかし、同条項は「物品購入契約」に関する規程であって、本件業務にこれを直接適用することはできない。無論、これを本件業務に準用すること自体が直ちに不当となるわけではないが、現に3回指名競争入札をしても予備価格を満たす入札者がおこなかった事象に鑑みても、地理的条件を緩和し、広く市外業者、県外業者からも参加を募ることを検討すべきである。	要	—	—	当該事業に必要な要件を備えているか、市内、準市内、県内業者に調査を行い、その内要件を備えていた業者14社を指名選定し、入札(H29.6.2)を実施いたしました。	整理済み
128	出納室	13 17 193	意見	【No.64 那覇市購入金の領付済通知書等による購入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○指定金融機関に委託することの必要性 指しも指定金融機関に委託すること、指定金融機関以外からも見積を徴取し、金額の妥当性を裏付けることが望まれる。	要	—	—	当該業務は、指定金融機関の業務である現金と納付済通知書の金額を照合する作業と密接に関連しており、 ①個人情報漏洩事故発生リスクの観点 ②事務の効率化の観点 から指定金融機関に委託しているところであり、委託金額につきましては、協議の上、定めていくところであり、また、他市の状況も勘案していきます。	整理済み
129	出納室	13 193	意見	【No.64 那覇市購入金の領付済通知書等による購入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○個人情報取扱いについて 本件業務は再委託がなされていることから、市民の大量の個人情報を取扱い業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊し、目的の管約書を委託先及び再委託先から徴取する、市の職員が再委託先を訪問して業務内容をチェックし、書面化して報告するなど対策が有効と考える。	要	—	—	委託先である指定金融機関の検査の際に、個人情報取扱いの状況につきましてチェック項目として取り入れていくべき。	整理済み
131	上下水道局 料金サービス課	13 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 実施説明書には選定方法について以下のように規定している。 委員ごとに決めた参加事業者の順位において、最も多く1位となった参加事業者を受託事業者を選定する。この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度に関する運用指針」を準用したものであります。 今後、評価基準等のあり方については全庁的な取組の組みが必要と考えられており、関係各課と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み
132	上下水道局 料金サービス課	12 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○結果の公表ルール 募集要項によると、「審査結果は参加者に通知する。参加者から非決定の理由を求められた場合、委員ごとに決められた参加者の順位を 書面 で回答すること。公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、審査結果についても、公表ルールを定め、運用されたい。」	要	—	—	本局のプロポーザル結果の公表については、独自で要件を定め行っており、今後はプロポーザルにおける公表ルールも言明した運用について全庁的に取組の組みが必要であると認識しており関係各課と協議していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
133	上下水道局 下水道課	13 199	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その1)】 ○ 予定価格の事前公表 競争入札に当たって、予定価格を事前公表している。事前公表した理由については、「事前公表しないことと予定価格を知ろうとして不正が起きる可能性があるため、不正防止の観点から事前公表している(那覇市契約規程 逐条解説)」以上の回答であった。!</p> <p>予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では入札率が97.5%、97.7%と高止まりし、事前公表することの弊害が表れており、事前公表の適否について見直しを検討された。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>入札時における不正な行為を未然に防止するため、今後も予定価格を事前公表したいと考えております。なお、競争性が確保されないなどの弊害が生じましたら、事前公表の適否について検討していきたいと考えております。</p>	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

合計 (件数)		措置状況			
指摘の件数	80	改善の必要性	処理区分	件数	
26		要		処理済み	9
				取組中(A)	17
				未措置	0
		不要		—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
54		要		整理済み	31
				取組中(A)	19
			未措置	0	
	不要		—	4	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況					
指摘の件数	36	改善の必要性	処理区分	件数	
17		要		処理済み	8
				取組中(A)	9
				未措置	0
		不要		—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
19		要		整理済み	17
				取組中(A)	2
			未措置	0	
	不要		—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

< 指摘事項等の用語の説明 >

「実在性」・・・現象に存在しているか、登記がなされているか、権利・義務の帰属・・・権利関係に問題が生じていないか、契約書等の作成はなされているか、不法行為等は存在しないか、開示の適切性・・・台帳記載は適時・適切になされているか、区分は適切か、現状は市民に明らかになっているか、

< 指摘事項等の凡例 >

「○」・・・問題なし・適切である
「×」・・・問題あり・適切でない
「△」・・・問題ないが留意すべき事項がある、または疑わしい状況
「―」・・・該当なし・評価の対象外
< 改善措置の記載について >

(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「―」が記載されます。
(4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
(5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載され、市の考えが整理できた場合や改善された場合は「要」と記載されます。また、改善すべきとされたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の音】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

Table with 7 columns: ID, 所管部署, 頁番号, 指摘区分, 指摘事項, 年度, 改善の必要性, 外部監査改善措置票, 実施期限, 実施日及び実施内容, 処理区分. It contains two rows of data regarding asset management and record-keeping improvements.

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	54	○公有財産管理の現状及び今後の整備運用について過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を集計する際には公有財産台帳は利用していないことであった。 不適正な管理を改めるためには、公有財産の管理方法に際して内部統制を整備し、台帳に記録されている土地建物の現地調査(実在性)の状況や台帳に記載漏れが無く(網羅性)精査する必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯や取得金額等把握できているケース)などとの関連から、管財課のみによる整備には限界があると思われる。今後は、新地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるため、プロジェクチャーム等を整備する必要がある。管財課においても他の部署との連携を図る必要がある。 ○公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであり、適正な管理が求められることを、改めて、全庁的に意識を高めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなければならない。	H28	要	今後は、全庁体制で協力が必要となる固定資産台帳整備において、関係する職員のことを統一した上で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックしていきたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理者を構成する委員を設置し、台帳整備の必要性統一した作業手順の考え方を浸透させていきたいと思います。 さらに、整備後に取得した財産の登録や重複登録、登録漏れが起きないよう、関係部署への周知徹底を図り、適正な管理運営を行っていききたいと考えております。	平成30年度	固定資産台帳整備内容 (実施後、その内容が記述されます。)	取組中
6	管財課	54	指摘事項	54	○業務マニュアルの作成及び後任者への適切な引継ぎ指導 業務を遂行するにあたり、業務マニュアルが存在しないことから、職員の異動に伴う適切な引継ぎ作業が行われていないおそれがある。仮に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運用されなければ、近い将来、再び固定資産台帳が使えないものになってしまうおそれがある。担当者の業務の引継ぎが適切に行われるように、業務マニュアルの作成や後任者への適切な指導が必要である。	H29	要	固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳についても引き続きデータ精度を修正してまいります。また、登録や報告手順書についても、マニュアル整備が整い次第、全庁へ周知してまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
7	管財課	54	指摘事項	54	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 された数は、現在、エクセルデータに基づき最終的に公表される数値を集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続が適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの間で登録作業が行われており、業務の不効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要があります。	H28	要	今年度実施する、固定資産台帳整備にあたり、新たな財産取得による入力準備を起さないと、手順書の作成し、関係各課への周知を図っていきたく考えております。また、同時に関係部署への研修等を行っていきたく考えております。	平成30年度	固定資産台帳入力マニュアルを作成し、新たな取得入力については、管財課にて行うものとし、マニュアルに盛り込みました。	取組中
7	管財課	54	指摘事項	54	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの間で登録作業が行われており、業務の不効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要があります。	H29	要	引き続き、複数人によるチェック体制を継続した上で、システムによる集計管理ができるように調整してまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
16	管財課	74 93	指摘事項	74 93	B1:那覇市東武山44番(中龍東への貸付地) 政教分離原則違反状態(その意義が持たれる状態を含む。)を解消すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28	要	当期については、今後、顧問弁護士及び債権している沖縄県(都市計画・モルタル課と調整して対応策を検討していきたく考えております。	平成30年度	占拠物を所有する団体を特定したため、撤去指導を行い、ました。	処理済み
20	管財課	72 74 100	指摘事項	72 74 100	B4:浦添市伊奈武隈1-555-80(有限会社アラビヤへの貸付地) ①早急に賃貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)による正しい金額に改定すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	H28	要	①指摘を受けて、現在、賃貸借契約を締結することで進めたい ②資料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する資料とします。	平成30年度	①賃貸借契約について調整中です。土地購入を希望しているため、先行して売却交渉を行ってまいります。 ②指摘を受けて、資料については、現在、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する資料としております。	取組中
20	管財課	72 74 100	指摘事項	72 74 100	B4:浦添市伊奈武隈1-555-80(有限会社アラビヤへの貸付地) ①早急に賃貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)による正しい金額に改定すべきである ○実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	H29	要	引き続き、賃貸借契約等について調整し、条件が整えば売却手続を進めてまいります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成27年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票			実 施 期 限		取 理 区 分			
ID	所管部署	頁 番 号	指 摘 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	年 度	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	取 理 区 分
25	管財課	72 74 104	指 摘 事 項 B7: 県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小樽中学校用地 校、県立小樽中学校用地 の間に使用貸借契約書を作成し、それに応じて 土地台帳上の記載を補正すべきである C: (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	現在、沖縄県教育庁と締結に向けて進めておりますが、交換も含め協議していきたいと考えています。	H28	要	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	学校ごとに契約を締結する必要があり、各学校と調整中です。	取組中
31	こどもみらい課	72 74 110	指 摘 事 項 B11: 那覇市首里石嶽町3丁目227番(城北保育所施設 利用地) 城北保育所に対する賃料の見直しが必要 C: (実在性)〇、権利・義務の帰属〇、開示の適切性〇、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	当該土地の賃借契約時の面積より現在使用している土地面積が多少広くなっているため、現在使用している土地面積での賃借契約の変更契約が必要か平成29年度に向けて調査検討します。	H28	要	各学校と調整を図りながら締結していきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
39	障がい福祉課	72 122	指 摘 事 項 C3: 福祉施設への無償貸付 土地を取得した際の台帳が適切に管理されていない (実在性)〇、権利・義務の帰属〇、開示の適切性×、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	当該市有地は、那覇市史によると那覇市が重和志市との合併により人口増加のため、理め立て造成工事により出来た土地で、昭和38年10月22日に所有権保存登記を確定しています。それを示す当時の公有財産台帳の写し(簿面の所管課(福祉政策課)の保存文書で確認することができました。で、記載内容を整理した上で、台帳の修正を管財課へ依頼します。	H28	要	当該土地の賃借契約の変更契約が必要か調査検討します。	平成29年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
43	管財課	73 75 128	指 摘 事 項 D2: 那覇市安部2丁目101番(安部市営住宅入口道路) 認察外道路の所管を整理し、適切な維持管理が可能となる体制を整える必要がある (実在性)〇、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評 価の妥当性-、管理運営の妥当性-	指摘を受けて現地在を再調査した結果、市営住宅敷地内の道路と分岐しましたので、市営住宅宅移転を行いたいと考えております。	H28	要	指摘を受けて現地在を再調査した結果、市営住宅敷地内の道路と分岐しましたので、市営住宅宅移転を行いたいと考えております。	平成28年度	H28.8 同地は、市営住宅敷地内道路となっており、所管替えを行いました。今後は、所管課にて適切に管理していきます。	処理済み
50	管財課	73 75 136	指 摘 事 項 D7: 那覇市楚辺1丁目188番(畑)、1丁目168番(畑) 不法占拠状態を解消すべき (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	市有地である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	H28	要	市有地である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年度	更地状態となっており、不法占拠状態を解消しました。	処理済み
53	管財課	73 75 138	指 摘 事 項 D8: 那覇市辻2丁目9番10(那覇市民堂御蔵(しおどろ たき)) 押所を取扱について(政教分離の原則の観点に照らし て検討が必要) (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	押所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの押所(村主、国主)として利用している場所とみています。このような場所については、宗教法人所有する押所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えます。	H28	要	押所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの押所(村主、国主)として利用している場所とみています。このような場所については、宗教法人所有する押所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えます。	平成30年度	押所については、古くからの風習で、地域のみなさまの押所(村主、国主)として利用している場所となっており、政教分離の原則には当てはまらないと考えます。	処理済み
54	管財課	73 75 139	指 摘 事 項 D9: 那覇市泊2丁目24番1(不法占拠(駐車スペース)) 不法占拠状態を解消すべき (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	市所有である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	H28	要	市所有である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年度	不法占拠状態を解消しました。	処理済み
58	管財課	73 75 145	指 摘 事 項 D13: 那覇市首里大塚川町2丁目28番地(大塚川用地) 無断使用されている土地の売却処分が必要である (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	指摘を認めて隣接地主と売却調整中です。現在、財産評価委員会へ諮問しており、売却額が確定するまでの間は、一時有償貸付地として貸付しています。	H28	要	指摘を認めて隣接地主と売却調整中です。現在、財産評価委員会へ諮問しており、売却額が確定するまでの間は、一時有償貸付地として貸付しています。	平成28年度	売却処分しました。	処理済み
59	管財課	73 75 147	指 摘 事 項 D14: 那覇市首里儀保町4丁目45番1(押所(紙漕所跡)) 押所は所有者である那覇市の管理のもと他の押所も含めた対応が必要である (実在性)〇、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評 価の妥当性△、管理運営の妥当性-	押所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの押所(村主、国主)として利用している場所とみています。このように場所については、宗教法人所有する押所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えています。	H28	要	押所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの押所(村主、国主)として利用している場所とみています。このように場所については、宗教法人所有する押所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えています。	平成30年度	押所については、地域住民の申込み所と考えているため、今後は利用者のみなさんが、適切に管理ができるよう進めていきます。	取組中
				注意看板等を設置し、利用者が適切に管理できるような呼びかけを行います。	H29	要	注意看板等を設置し、利用者が適切に管理できるような呼びかけを行います。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	管財課	73 75 150	指摘事項	D16:那覇市松川2丁目106番3那覇市松川(遊休地)土地の賃貸借契約が必要であれば、直ちに契約締結を行うこと (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	指摘のある県の計開課については建設省用地に設置されていることが確認できました。河川沿いの狭隘な土地であります。隣接地主へ売却等の交渉を行っていきたくと考えております。	平成30年度	指摘のある県の計開課設置場所が市有地ではなく、建設省用地であるため、賃貸借契約を行う必要はありませんでした。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	管財課	48	意見	○「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを第一に、VPM(ValuePlus)「若出」に適合し価値を高め、投入した資金をできるだけ価値のある形で使うこと、考え方をベースとして、市は、未利用地についての売却の可否や維持管理費の妥当性等について、改めて検証する必要がある。	H28	要	公有財産の運用については、効率的な使用を行うことを念頭に、業務を行っているところですが、未利用地の中には狭小地や立地条件が悪く利用できない土地もあるため、「那覇市公有財産規則」「那覇市公有財産の利活用及び処分に関する要領」を踏まえ、再度関係部局と調整していきたくと考えています。	平成30年度末	売却可能な未利用地については、公表を実施し売却していただきます。売却が困難な未利用地については、一時貸付等により有効活用を行うにつつ、売却の要件が整った時点で公表により売却を行ってまいります。	整理済み
15	下水道課	72 74 86	意見	A4:那覇市牧志一丁目949番1次有明会社ミナミ、金普クレーン株式会社、株式会社信音組、有限会社申宗根建設に対する貸付) 普通財産に切り替えたうえで貸し付け、公共施設を實際に建設する段階で再度行政財産に戻すという扱いをすべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	当該用地に係る下水道法及び都市計画法上の制限並びに将来におけるポンプ場の必要性も勘案し、普通財産への切り替えを含めて適正な管理のあり方を検討します。	平成28年度末	平成29年3月31日(付)で行政財産の用途も度し普通財産へ切り替え、所管を上下水道局総務課へ移管しました。建設計画が確定した時点で、再度行政財産に戻します。	整理済み
17	管財課	72 74 95	意見	B2:那覇市吉里真和志町一丁目7番(沖繩県への貸付地)へ譲与すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	守礼門に隣接する場所のため、今後、沖縄県側と売却、交換等を含め、調整していきたくと考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきたくします。	整理済み
19	管財課	72 74 98	意見	B3:那覇市前島三丁目25番(三栄冷蔵株式会社への貸付地) 賃貸借契約の条項に、反社会的勢力排除条項、有害化学物質の製造・使用等に関する条項を盛り込むべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。有害化学物質の製造・使用等に関する条項につきましては、他市の状況等も確認しながら検討していきたくと考えております。	平成30年度	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。現賃土地においては、他にこのような状況がないことから、有害物質の条項については、個別に対応してまいります。	整理済み
24	管財課	72 74 102	意見	B6:那覇市古波蔵四丁目402番3、4(旧那覇市古波蔵ふれあい館) 有効活用の方法がないのであれば、本件土地を売却することも検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	当該については、現在利活用等が確定していないため、活用方針が決定し次第対応していきたくと考えております。	平成30年度	公有財産利活用及び処分に関する要領に基づき整理していきたくします。	整理済み
29	管財課	72 74 107	意見	B9:那覇市津町一丁目1番17、18(-部)、一丁目1番28、29(沖繩県への貸付地) ①各土地を行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである ②古土地は、県への譲与を検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	①「改善の必要性は不要」当該については、あくまで県へ貸付しているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考慮していきたくします。 ②「改善の必要性は要」売却、交換等を含め、今後、沖繩県側と調整していきたくと考えております。	平成30年度	①については、あくまで県へ貸付しているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考慮していきたくします。 ②については、「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきたくします。	整理済み
32	こどもみらい課	72 74 111	意見	B11:那覇市吉里石鐘師3丁目227番(城北保育所施設(利用地) 市保育所の資料の見直しが必要ではないか (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28 H29	要 要	賃賃料の見直しについて、調査検討します。 賃賃料の見直しについて、調査検討します。	平成30年度 平成30年度	賃賃料の見直しを含めて検討しております。 (検討後、その内容が記述されます。)	取組中 取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	真号番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
35	管財課	72 74 116	意見	C1:その他(那覇連合教育区) 沖繩県が一括で管理した方が効果的かつ効果的な利活用が可能な (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	単立高専用地として貸付けている当地の管理の効率的な方法等について、今後、具教書片側調整を行っていきたく考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
44	管財課	73 75 130	意見	D3:那覇市臨2丁目17番30(狭地) 無償貸付も含めて検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたく考えております。	平成30年度	現況及び取得経緯について確認中です。	取組中
45	管財課	73 75 131	意見	D4:那覇市宇安謝228番7、那覇市宇安謝228番9(道路) 無償貸付も含めて検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたく考えております。	平成30年度	H29.4 売却交渉に向け資料を取り寄せたところ、同土地は二項道路扱いとなっており、処分ができない土地であることが判明しました。 処分は難しいため、台帳に記録を残して管理していきたく考えています。 【二項道路】狭地あり道路に面して建物を建てる場合は幅員4mの道路にすることが義務付けられています。	整理済み
47	管財課	73 75 132	意見	D5:那覇市宇安謝3丁目100番1(県道の一部) 県が一括管理した方が効果的かつ効果的な利活用が (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	県道(一級河川)として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	平成29年1月に市道認定されましたので、今後は那覇市道として適切に管理していきたく思います。	整理済み
55	管財課	73 75 141	意見	D10:那覇市牧志1丁目123番24、那覇市牧志1丁目123番28、那覇市牧志1丁目123番31(牧志一級河川) 県に対する無償貸付については、土地の交換、寄贈等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討すべき (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	平成29年1月に市道認定されましたので、今後は那覇市道として適切に管理していきたく思います。	整理済み
57	管財課	73 75 143	意見	D12:那覇市宇真地275番地6、276番地6(沖繩県立首字牧志地一部) 沖繩県への敷地の売却が必要である (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	県立首字牧志地として使用されている土地のため、売却、交換等を含め、今後、沖繩県側と調整していきたく考えております。	平成30年	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
60	管財課	73 75 148	意見	D15:那覇市首里権原町4丁目79番(沖繩県使用地県道82号線) 沖繩県の所有財産との交換等を検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたく考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が台致するのであれば、交換等を検討していきたく思います。	整理済み
64	管財課	73 75 166 167	意見	B2:事業用地(旧版庁舎跡) 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性)○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付(新)により有効利用を図ることを目的に、起債により「那覇開発公社」が取得した土地でもあります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場など不足している状況も見られることから、平成21年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたく考えております。	平成31年度 平成31年度	平成30年度末で同地の駐車場貸付契約が満了となるため、土地利用方針を検討するべく「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」開催に向けて、資料収集していきたく思います。	取組中
					H29	要	早期に検討委員会が開催できるよう準備していきたく思います。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	管財課	73 75 166 167	意見	B2:事業用地(旧辰序寺跡) 運営状況報告について見直しが必要である (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評 面の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	公費入札による貸付け地のため、報告内容は当分の間は現 状のとおりと考えております。 ただし、現契約終了後についても現状通り駐車場として貸付 けることになった場合は、次回契約時の積算資料となる項目を 追加するか検討していきたく考えております。	平成31年度	次回、改めて公費を実施する時点で、項目を追加していしま す。 ■平成29年3月に解体工事が完了し、現在は更地になって います。 ■解体工事と平行して局の経営委員会において当該土地の 有効な資産活用について方向性を以下のとおり決定しまし た。今後は決定内容に基づき、具体的な事務作業を遂行して いきます。 ①基本運用策 那覇市他部局に行政財産としての有効な管理の希望を確 認のうえ希望がない場合は民間等に売却の方向で作業をす すめまます。 ②当面の暫定的運用策 売却までの間は、駐車場等の賃貸での暫定的有効活用を 図ります。 固定資産台帳が整備途中のため、リース資産の取扱いに関 しても、担当部署である管財課との調整を継続していきま す。(平成28年6月)	整理済み
70-3	上下水道局 総務課	73 75 188	意見	B3:旧集中監視センター用地、旧集中監視センター道 路用地、旧集中監視センター建物(以上、個人へ賃貸) 水回事業の用に供する計画が無い場合は、民間等へ の売却も含め検討する必要がある (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評 面の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28	要	旧集中監視センター用地及び建物については、平成27年12 月31日をもって賃貸借契約が満了し遊休資産となっておりま す。当該建物については老朽化がひどく安全管理の観点から 原状で賃貸することの不適切であることや、構造上の特殊性 があること等を含めて改築・補修等による賃貸での再利用は費用 対効果等の観点から好ましくないことから、今年度予算で建物 を取壊し更地にしたうえで、売却も含めて当該用地の有効的 な資産運用について今年度、検討委員会等を立ち上げ局の 方針を決定して運用する予定であります。	平成29年2月		整理済み
72	消防局総務 課	73 75 193	意見	F1:那覇市西消防署 リース資産の固定資産台帳における取扱いについて 留意する必要がある (存在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評 面の妥当性○、管理運営の妥当性-)	H28	要	リース資産も市が所有している資産と同様の取扱いをし、固 定資産台帳にその旨記載するか、担当部署と調整します。	平成28年度	リース資産も一定の要件を満たせば、市所有の資産と同様 に取扱い、固定資産台帳へ記載すべきとあります。リース で取得した消防局西消防署は要件を満たしており、固定資産 台帳へ記載されていることを確認しました。(平成29年7月)	取組中
76	管財課	206	意見	②公社の今後のあり方について 公社の機動的、弾力的な用地取得という先行取得機能 については、かつてのいわゆる「バブル期」のような、土 地価額の著しい上昇といったことは今後あり得ないことか ら、このような理由で公社を存続させる意義は乏しいと 思われる。市は、那覇軍港返還に伴う先行取得業務が 想定されることであるが、基地返還後の跡利用に 関しては、地主会、地権者、市民の合意形成を図り、計 画的に放されるべきものであるため、事業開始に先立 つて、予め用地を取得するという先行取得機能がどの 程度必要とされているかを、市と公社との役割分担 を明確にすることが必要である。 また、上記でみたように、現在は、公社が保有する約5 億円の定期預金による利息収入により赤字決算を維持 しているが、ますます低金利となっており、利益の 幅が減少していくことは明らかである。現在の方針で は、約5億円の資金が有効利用されているとは言えず、難 い。また、平成28年開議を見て、存続の可否を決め ていくということが決議されているが、市によるその後の の理事会では公社の存続の可否については、議題とし て取り上げられていないようである。公社は、理事会の 決議内容を遵守し、公社存続の可否を再検討する必要 がある。	H28	要	公社の在り方については、今後の状況等を踏まえながら、平 成28年度中の理事会にて再検討してまいります。	平成28年度	H28.11に理事会を開議した結果、当面は公社を存続させる こととし、今後の社会情勢、軍港問題等状況の変化を踏まえ、 平成28年開議を目標に理事会にて、改めて存続の可否を判断す ることとなりました。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				取組中	70
			不要	—	49

平成27年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35	70	要	処理済み	32
			取組中(A)	3
		未措置	0	
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35	70	要	整理済み	28
			取組中(A)	7
		未措置	0	
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
3	10	要	処理済み	3
			取組中(A)	0
		未措置	0	
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
7	10	要	整理済み	7
			取組中(A)	0
		未措置	0	
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成26年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検証の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検証がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検証結果が記載されます。実施内容や検証結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「不要」が記載された場合は「一」が記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたこと、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係) (平成26年度) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
46	文化振興課	90	指摘事項	(那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェッカー体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるから、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。 決算書については、補助金交付の事後の検証として、中による資金の使途等のチェックが必要である。	H27	要	文化協会における新会の方を補正させるとともに、自主事業の入場料の取り扱いについても規定を設けさせる等、徹底的に協議・検証を行い、見直しを図っていく。併せて、決算書において補助金の使途等を確認していく。	平成28年度	協会全体の決算書に自主事業である「あけもどる総合文化祭」にかかる各部会の収支を計上するよう指示しました。	取組中	
47	文化振興課	91	指摘事項	(那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備があることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度確認した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	H27	要	平成25年度より市からの委託事業の請負額が増えたことにより収支差額が発生、適切な収支報告書の指導を行い、自立的に向いて今後の収支状況を把握しながら、補助金ガイダンスに沿って適正化を図っていく。	平成28年度	聞き取り調査の結果、収支差額については次年度事業への準備金としたもので、毎年定めて赤字になるものではなく、役員手当の見直しを図るなどの自助努力の結果、全体の赤字に繋がっていることでした。	取組中	
80	こどもみらい課	180	指摘事項	(特別保育事業(車庫分・地域活動事業)) 効果面において現在の曖昧な基準では、補助金の利用者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした事業を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るといふ目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。	H27	要	指摘をふまえ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、積極的(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H27年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を誘導します。また、事業実施状況をとりまとめ、積極的(ベストプラクティス)を顕彰し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	取組中	
					H28	要	引き続き収支差額について確認し、助成金について使途を明確にするため、平成28年度決算書へ詳細の記載がされるよう文書にて指示を行い、平成28年度決算書から、収支内容について精査し、補助金額の妥当性を再検討いたします。	平成28年度	補助金の使途が明記され、収支差額が整備された決算書を準備金として扱われていることが確認できました。	処理済み	
					H28	要	指摘をふまえ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、積極的(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H28年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を誘導します。また、事業実施状況をとりまとめ、積極的(ベストプラクティス)を顕彰し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	取組中	
					H29	要	補助金の見直しを図っていくこととします。	H29年度	保育所の地域活動に対する補助金については、その必要性も含め、検討してまいります。	取組中	
					H29	要	補助金の必要性も含め検討してまいります。	H29年度	認可保育園における地域活動については、本補助金を活用して啓発してきたところ、多くの保育園において自発的に地域活動を行うようになり、その目的は達成されたことから、平成29年度をもって補助金について終了します。	処理済み	

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
----	------	-----	------	-------------	----	--------	----------------	------	-----------	------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

4	観光課	17	意見	指摘事項又は意見の内容 (交付先団体の組織運営のあり方) 交付先団体は、(1)団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公益性・公益性が高い事業に集中していく方向で事業を整理することと、(1)市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの視点で見直しを進めるべきである。	H27	要	改善計画又は改善が不要な理由 (観光課【要】) (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直したため平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐に渡るため、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。	平成29年度	事務局職員及び観光案内所ほか各事業の現場責任者とのアラインメントを実施し、組織や事業運営上の課題を洗い出した。	取組中
					H28	要	(観光課) イベントやまつりの実施・運営における観光課、観光協会及び関係団体の業務について精査し、事業の統廃合も言明、役割分担の適正化、明確化を図ります。	平成29年度	市、及び観光協会両者において統廃合を行った事業もあるが、人員確保や予算措置等の調整が難しく、年度内での改善には至らなかった。	取組中
					H29	要	(観光課) 前年度に引き続き関係団体との調整を行います。	平成29年度	急務を要する日程的な負担等の見直しも含め、協会の業務の見直しを図る必要性があったこと、また補助事業から委託業務へ変更することにより経費の削減が期待できることなどの考えにより、那覇三大祭の事業については市の事業とし、観光協会にはこれまでの補助事業から委託業務へと変更しました。今後、このような考えに基づき役割分担を見直してまいります。	整理済み
29	観光課	38	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.46%)について() 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は高くはないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。	H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整できるような支援を行います。	平成29年度	協会における大きな収入源である会員会費の早期納付、口座振替利用の推進や、未納会費の回収、整理に取組みました。	取組中
					H28	要	新規会員の獲得に継続的に取り組むとともに、ショップなどの運営強化策についても、支援を行います。	平成29年度	観光協会において新規会員の獲得に重点的に取り組んでおり、また、ショップについては新商品の開発販売等の支援を行いました。協会の独立採算性を高められるよう継続して新規会員の獲得やショップなどの運営強化策等について支援を行ってまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
39	まちづくり協働推進課	71	意見	（那覇市自治会長会連合会事業補助金）（自治会の加入費）今後、どのように参加しやすいうち自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	H27	要	平成26年度市民意識調査からもわかるように、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いことから、広報活動の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。また、那覇市自治会長会連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	平成27年10月より、各支部の自治会で毎月実施している定例会において、本市HPにて公開を実施し、また、那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定である。同連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みについては、現在、同連合会と調整中である。	取組中
					H28	要	毎月実施されている各支部の自治会定例会の議題については、本市HPにて公開しています。また、那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定である。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成28年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌について、本市HPに掲載する予定であり、同連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みについても、現在、同連合会と調整中である。	取組中
					H29	要	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌「自治会活動の取り組み」については本市HPに掲載しています。また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報誌には市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行っています。	平成29年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌については、本市HPに掲載し、また、自治会活動については、福祉活動や防犯・防災活動など、自治会が抱えている取組みについて、広報誌には市民の友「平成29年5月号」に掲載しました。今後も継続して、「協働」によるまちづくりに関する広報誌に努めてまいります。また、市内全域に展開を予定している「校区まちづくり協議会」は自治会も構成団体の1つであることから、校区内で活動するPTAをはじめとする各団体と連携・協力することにより自治会加入の機運を高める効果も期待されるので、今後も校区まちづくり協議会支援事業を継続して展開してまいります。	整理済み
79	こどもみらい課	178	意見	（特別保育事業（障がい児保育事業））基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。障がい児の保育については知識・経験等を有する専門員の保育士を配置するに当たり、十分に必要となる人件費負担を算定する必要がある。補助金の支給基準も中程度及び軽度と区別している根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽度・中程度ともに同一基準であるのに、人件費負担では多量とあるのは、新規に障がい児受け入れ事業を始めることとする認可保育園の参画を阻害する要因となる可能性がある。障がい児に対する公的負担の軽減である中程度と軽度という一律の基準によっても、保育士の業務上の負担の多寡も判断できるとは言い難い。	H27	要	児童の障がいの程度（軽度・中程度）に関わらず一律の人員配置基準（児童3人につき1人）を適用している。指摘の通り、現実的には軽度対応の人員と中程度対応の人員に保育技能の優劣を設定することはできません。補助金の支給基準額に差を設けることは合理的とはいえない。このようにことから意見をふまえて、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費（保育所運営費国庫負担金）を基準額とする補助制度にあつたため、調整を行うものとする。	平成28年2月	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費（保育所運営費国庫負担金）における保育士の本標準額による補助制度にあつたため、調整を行いました。また、財源確保や認定こども園の類似事業との整合性などが解決していません。	取組中
					H28	要	意見をふまえて、引き続き、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費（保育所運営費国庫負担金）における保育士の本標準額による補助制度にあつたため、調整を行います。	平成29年度	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士11人の人件費（保育所運営費国庫負担金）における保育士の本標準額による補助制度にあつたため、調整を行います。	取組中
					H29	要	障がい児を保育する保育士を配置する事業実施に係る補助基準額について、要綱改正の検討を行います。	平成29年度	障がい児を保育する保育士を配置する事業実施に係る補助基準額について、要綱改正を行います。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
91	環境保全課 建築工事課	210	意見	(住宅騒音防止対策事業費補助金) 当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の対象区域内の住民に限定して交付される事業費補助である。冷暖房設備設置後、10年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数がとされるため、実施率は全体で約50%前後となっており、実施率の向上が求められる。また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界付近の住民は当該補助が受けられないなどの不公平感があるため、指定区域の見直しが必要ではないかと考える。	H27	要	【実施率の向上:改善の必要性/要】 実施率向上の為、例年助成対象者に対し冷暖房機の更新工事に関する希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施している。また、冷暖房機の更新工事を実施するかどうかは助成対象者の意向によるが、現状の更新率となっている。しかしながら、約50%前後の実施率であることから、助成対象者への周知方法の見直し、検討ホームページや広報紙への掲載を行い、また助成対象者への希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討する。 【指定区域の見直し:改善の必要性/不要】 助成対象区域は、「公共用飛行場周辺」における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律により航空機の騒音により飛行場の周辺の区域(第一種区域)の範囲内との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。	平成27年度	更新工事の内容を那覇市市民便順に轉載し、助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施した。	取組中
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金(那覇まちまーい)】 各コースの実績比較について 各コースについて採算性や収支計画と更新後の利用費、スタッフの稼働率等の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があがるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながる。最後に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。	H28	要	助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。	平成28年度	助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。実施率の向上は難しいと思われませんが、希望聴取を行いつながら、意図の確認に努めてまいります。	整理済み
123	観光課	279	意見	(自主財源の確保について) 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制が必要。 (例)ロゴマークやロゴやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着場レストロップをつくることで、クルーズによる積み下ろしに際する業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようアプリを組むことで収入確保につながる。平瀬大会を実施し、参加人数を増やすことは参加料収入アップにつながる。収入確保につながる。船着場を開放に際する入場料収入や那覇ハーリー事業に際するイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。	H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	振興会に現状のヒアリングを行い、組織体制や運営体制に係る課題を洗い出しました。	取組中
					H28	要	平成27年度に実施したヒアリング内容を踏まえて、事業化へ向けて取り組んでいけるよう支援します。	平成29年度	商品の開発、販売については、収益事業としての見直しをつけるまでは至らなかったが、ハーリー会館内展示物のリニューアルを行い知名度向上を図るよう、支援しました。今後は、展示室を活用したハーリー関連グッズの企画・販売など自主財源の確保に向けた支援を行うと共に、自立した運営体制制作についても支援します。	整理済み
					H27	要	各コースの採算性、各コースの採算性を把握する手法について調整する。	平成27年度	各コースの採算性及び人数等については把握されましたが、コースごとのコスト把握方法については、まだ確立されておられません。	取組中
					H28	要	引き続き、各コースのコスト把握方法について検討を行います。	平成28年度	各コースについて、参加人数別コスト計算をする事で採算ラインの検証を行いました。今後は、利用者のニーズに合った内容、提供する時期の検討、単価を上げるコース達成など事業の自立性向上にむけて、支援を行います。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

合計 (件数)			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	139	139	要	改善済み	10
				取組中	87
			不要	—	42

平成26年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	87	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
87		要	整理済み	50
			取組中(A)	37
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	37	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
37		要	整理済み	24
			取組中(A)	13
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	13	要	処理済み	—
			取組中(A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
13		要	整理済み	13
			取組中(A)	0
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成25年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>
 (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
 (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
 (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
 (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されます。
 (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「不要」とされた場合は「不要」と記載されます。また、改善すべきとされたものの、取り直しや再検討の結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「未措置」と記載されます。

第1号様式(第3条関係)

ID	頁番号	指摘区分	(平成25年度) 外部監査改善措置票			実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
			指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由			
14	43	意見	<p>③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。</p>	要	<p>市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第三者評価制度については、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。</p>	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
				要	平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施状況の確認を行う。	平成29年度	平成27年度モニタリングは適正に行なわれていることを平成27年8月に確認しました。平成28年度以降も、同様に確認していくこととしました。 モニタリングの状況をふまえた外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討は、次年度に引き継ぐこととしました。	取組中
				要	外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討をおこないます。	平成29年度	平成26年8月の関係規程の整備により、モニタリングによる市評価及び是正・改善指導の適正化が図られるとともに指定管理者の努力状況の見える化も進んでおり、制度導入施設における管理運営状況の確認は適正に行われております。	整理済み
32	87	意見	<p>(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に依る利用者の満足度を出来る限り充足せよとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。</p>	要	<p>指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期事務にかかる業務仕様書の中の販売収入等の歳入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の初期指定管理料集及指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。</p>	平成30年3月31日	<p>H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を実施した。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。</p>	改善取組中
				要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成30年3月31日	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	取組中
				要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	平成29年度	学芸員の配置等に見られる業務の専門性や、工房体験入館の仕掛けによる業務量の増などを勘案し、指定管理料の見直しを行いました。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
45	124	意見	指摘事項又は意見の内容 那覇市立総合施設 施設の使用状況について、計画通り適正に維持管理・修繕が行われているか定期的に検査する必要がある。大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書の提出を求め検査を行う。	平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導監査時において検査実施予定。	改善取組中
92	236	意見	那覇市療育センター 立地状況について、他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が早みなることにより、前用年等に縛られることなく、果敢に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。	要	平成28年度も引き続き建物の使用・保持に必要な修繕及び積立計画書の提出を求め検査を行う。	平成28年度	建物の使用・保持に必要な修繕については実施されているが、具体的な大規模修繕に関する余剰金積立については実施されていないことが確認されました。 平成28年3月31日時点の賃借対照表をもとに、定期的に積み立てていることを確認しました。今後も適切な修繕及び大規模修繕に備えた余剰金の積み立てについて定期的に検査してまいります。 改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報提供を行うが、まとまらなかったため、継続とします。	取組中
112	269	意見	那覇市民会館 収支の状況について、多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなくてはならないであろう。	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成30年度	市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。 市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。	改善取組中
				要	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の開始が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。	平成30年度	市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。	取組中
				要	而論診断を行い、その結果を基に総合的に判断したうえで、改修計画等の今後の在り方を検討します。	平成30年度	而論診断結果に併し、H28年度10月に休館となりました。今後は管理等に必要最小限の経費の支出となりま。	整理済み

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容 (那覇市民会館 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由 新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設 の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も言 めて検討する。	実施期限	実施日及び実施内容 新市民会館への指定管理者制度の導入について検討 し、管理運営ルール及び運営形態についての横断事項、課題 を整理した。	処理 区分
113	270	意見		H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設 の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も言 めて検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討 し、管理運営ルール及び運営形態についての横断事項、課題 を整理した。	改善取組中
				H27	要	業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術発信拠点施設 への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	平成30年度	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員について、新 市民会館建設室配置の技術職員による兼務ができないか検 討を行いました。 新文化芸術発信拠点施設については県外の先進施設を視察等 をすすことにより、管理運営計画に向けた基礎資料を得るこ とができました。	取組中
				H28	要	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員については、 新市民会館建設室の技術職員の兼務による業務を進めてい きます。また、業務量についても適正なかどうかを見極めて いきます。 新文化芸術発信拠点施設の指定管理者導入については、 施設の基本設計と連携して進める必要があるため、相互に調 整を行いつつながら取り組んでいきます。	平成30年度	前震診断結果に伴い、平成28年度10月に休館となりまし た。平成29年度からは細補改正により、会館管理は廃止さ れ、会館維持補修に関する緊急を伴ったものの、県の技術職員につ いては、新市民会館建設室の応援により対応しております。	整理済み
118	280	意見	(那覇市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費) 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な専有負担 とするために、施設の移転を検討すべきであろう。	H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの設置が可 能であるか移転の可能性も言め検討する。	平成30年度	ファンデーションマネジメントの指針に基づき、他の市の施設への 移転の可能性について、庁内で調整を行っている。	改善取組中
				H27	要	他の市の施設への移転に向けて関係部署との調整を図る。	平成30年度	現在簡工・農水課が検討しているぶんかテンプス館の新たな 運営方針において、市民ギャラリー移転を案として取り込んで もらえるよう調整を行いました。	取組中
				H28	要	ぶんかテンプス館の審議会による運営方針検討会議におい て市民ギャラリーの移転を検討案として取り込んでもらうため に、資料を作成し提出します。	平成30年度	ぶんかテンプス館の利用状況を所管課へ確認したところ、現 状どおりの継続利用予定との案から、予定していたぶんかテンプ ス館審議会への資料提出を見送ることとなりました。	取組中
				H29	要	ぶんかテンプス館について所管部の利用状況を確認しなが ら、移転の可能性について継続して調整していく。	平成30年度	現市民ギャラリーは好立地条件あり、例年稼働率90%以 上を達成していますが、コスト削減のためとして、ぶんかテンプ ス館移転を検討してまいりました。 しかし、ぶんかテンプス館については、現状どおりの継続利用 予定との案から、移転について困難な状況となりましたので、 市民ギャラリーについて当面は現状のままとし、好立地条件を活 かしたより有用な利用を図ります。	整理済み
123	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況につい て) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を 確かめてみるのもよいのではないかと思われる。	H26	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う 予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入 の可能性を検討する。	平成28年9月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討 を進める。	改善取組中
				H27	要	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討 を進める。	平成28年9月31日	平成27年度においては、管理運営手法について具体的に 議論するまでは至らず平成28年度へ持ち越ししました。	取組中
				H28	要	公設民営を基本とし、第一牧志公設市場再整備基本計画の 中で管理運営手法の検討を行います。	平成28年度	平成28年度においては、第一牧志公設市場再整備事業基 本計画を策定しました。管理運営手法については決定してお りませんが、公設民営を基本とし、引き続き指定管理の導入に ついて検討してまいります。	整理済み

		(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票							
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性 年度	改善計画又は改善が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
127	299	意見	(とぎわい広場、指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	H-26	要	とぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近接する第一牧志公設市場の立替に伴う仮設市場や工事資材置き場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするのに伴い、指定管理者制度導入の検討をする。	平成26年3月31日	現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。 老朽化した第一牧志公設市場の立替候補地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善取組中
				H-27	要	第一牧志公設市場再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討する。	平成26年3月31日	平成27年度に第一牧志公設市場再整備計画を策定し、その中で再整備場所も決定予定でしたが、市場関係者との調整に時間を要したため、平成28年度に策定を繰り越しました。当該再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討します。	取組中
				H-28	要	第一牧志公設市場再整備事業において、有識者などをつくる外部検討委員会を計7回開催予定しており、建築事務所は9月までに決定予定。その結果を踏まえ、可否を検討します。	平成28年度	第一牧志公設市場の仮設店舗設置場所を「とぎわい広場」とする「第一牧志公設市場再整備基本計画」を平成28年度に策定しました。当面の間は、第一牧志公設市場の仮店舗として活用してまいります。	整理済み
128	303	意見	(那覇市立公民館 施設の利用について) 中央公民館の敷地は沖繩県の公有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	H-26	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけながら順次対応する。 改修については、施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。 今後、他の公共施設整備の進捗状況の情報を収集しつつ、他の公共施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるよう検討を進める。	●方針決定については、平成30年度を目途とする。 ●施設の維持管理については、現行の施設が存続する限り毎年実施	中央公民館・図書館は、建物管理者が剥離等の危険箇所がないか目視で安全確認を図っている。平成26年度は、同席の修繕などをおこなった。他の公共施設整備計画を踏まえながら引き続き情報収集等を行う。	改善取組中
				H-27	要	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対処する。中央公民館の建替等の根本的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況を見ながら判断する。	平成30年度	他の公共施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				H-28	要	他の公共施設整備計画を踏まえ、検討を行います。	平成28年度	他の公共施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				H-29	要	他の公共施設整備計画を踏まえ、検討を行います。	平成29年度	建築されてから約50年経過していることから、他の公共施設との合築等を合わせて検討してまいります。	整理済み

(平成25年度) 外		部			監 査 改 善 措 置 票		票		
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	年度	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
130	306	意見	<p>〔那覇市立図書館 指定管理者制度導入について〕 指定管理者制度も導入し、施設の管理主体を民間事業者やNPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。</p>	要	H26	<p>若狭公民館及び繁多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。</p>	<p>●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度</p>	<p>平成27年度から、若狭公民館と繁多川公民館は指定管理者制度を導入し、管理運営を指定管理者制度に移行すると直前よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。</p>	改善取組中
			<p>指定管理者制度を導入した若狭公民館と繁多川公民館について利用者アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につなげているかを検証する。</p>	要	H27		平成30年度	若狭公民館と繁多川公民館では、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。	取組中
			<p>指定管理者制度を導入した繁多川公民館と若狭公民館の実績を踏まえ、中央公民館を除く他館への導入について検討を行います。</p>	要	H28		平成28年度	若狭公民館と繁多川公民館において指定管理者モニタリングを行った結果、指定管理者の能力を活用しつつ市民サービスの向上及び経費の節減が図られており、指定管理者制度の導入は有効であることがわかりました。他館への導入については、他に指定管理を担える団体がないうえ、当面は直営で運営することとし、引き続き指定管理者の導入について検討してまいります。	整理済み
133	310	意見	<p>〔那覇市立図書館 指定管理者制度導入について〕 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合はメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。</p>	要	H26	<p>那覇市生涯学習推進計画において、「2017(平成29)年4月から繁多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。</p>	平成27年度	一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。	改善取組中
			<p>〔那覇市立図書館の指定管理者導入及び一部業務委託拡大検討委員会を踏まえ、同委員会において、他の館に指定管理者及び一部業務委託の導入について検討していきます。〕</p>	要	H27	<p>繁多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会で検討する。</p>	平成27年度	一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。	改善取組中
			<p>〔那覇市立図書館の指定管理者導入及び一部業務委託拡大検討委員会を踏まえ、同委員会において、他の館に指定管理者及び一部業務委託の導入について検討していきます。〕</p>	要	H28		平成28年度	那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会において、指定管理者制度の導入については、現図書館の専拠が狭小のため児童や本の貯蔵など収益を挙げるための目的外スペースは設置できず、指定管理者の収益が見込めないこと、図書館の運営や読書、図書資料の収集などに、他館とのバランスを考慮する必要があり、指定管理協定で詳細に定める必要があるため、指定管理者制度の導入については、民間のノウハウを活用した弾力的な運営が難しいため、指定管理者制度の導入は妥当ではないとの結論に至りました。また、一部業務委託の拡大については、市職員館長の配置した図書館運営ができることや、コスト面から有効であるが、市内における委託可能団体は限られていることから、県内外を含めた応募資格要件の拡大を含め、委託可能団体の把握及び慎重な選定による受託団体の確保を行うことが必要との課題が挙げられました。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容 (那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂 指定 管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整 備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能 となった段階で指定管理者制度導入の可否について検 討する必要がある。	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
135	317	意見		要	当該は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安 置所、及び今年4/11に使用開始した市民共同墓を管理して いる。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び 緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課 所管の仮安置棟の管理についても移管の話が出ている。それ ら、霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見 通しがあった段階で指定管理者制度導入の可否について検 討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替 えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段 階で総合的に検討したい。	平成30年度未 了	識名霊園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、 及び緑地の所管換えについては公園管理課と協議した。 区画整理課仮安置棟には改葬予定の遺骨が650柱以上ある ため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行うこと とした。 老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止する ことを検討した。	改善取組中
				要	公園管理課から識名霊園内多目的広場、園内通路、及び 緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度未 了	公園管理課から霊園内の多目的広場、園内通路及び緑地 の所管換えを行いました。 南納骨堂については、新規募集を停止し、老朽化のため5 年後の平成33年度に閉鎖する計画を策定しました。 区画整理課仮安置棟には改葬困難な遺骨が70柱以上ある ため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行いま す。	取組中
				要	無縁遺骨仮安置所、南納骨堂中庭の仮棚、及び区画整理 課仮安置棟に安置されている遺骨と台帳を照合し遺骨数や経 過年数を整理します。 昨年11月に制定した「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等 に関する要綱」に基づき、10年以上経過した遺骨のうち一定 数を市民共同墓に台帳するため、業務委託費を来年度予算 に要求します。	平成30年度未 了	平成29年度に市民共同墓合葬室へ無縁化した遺骨の一部 を改葬できることになりました。管理運営上の課題が解決する までの当面の間は直営とし、その後、見通しがあった段階で 指定管理者制度の導入について検討してまいります。	整理済み